

平成24年

経営規模等評価等申請要領

公共工事を元請として請負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。

経営事項審査制度に係る申請を行うに当たっては本申請要領に従い、記入漏れや記入間違いのないよう注意してください。



長崎県土木部監理課

《 目 次 》

経営事項審査制度	1 頁
経営事項審査の手続き	3
1 経営状況分析	5
・ 登録経営状況分析機関一覧	5
2 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法.....	6
(1)申請期間 (2)申請対象審査基準日 (3)受付日時等	6
(4)経営事項審査会場	6
(5)提出書類・提示書類	7
知事許可業者の場合	7
大臣許可業者の場合	10
申請書様式	13
(6)審査手数料	19
(7)提出書類の綴り方	20
3 審査結果	21
4 再審査の申し立て	21
5 入札参加資格申請と経営事項審査	21
6 経営事項審査関係書類の保存	21
提出書類の記入例及び記入要領	
1 申請書の記入上の一般的注意事項	22
2 経営事項審査申請書（様式第二十五号の十一）	23
・ 市町コ - ド表	28
3 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）	31
・ 年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて	39
・ 工事経歴書様式（様式第二号）（記入例）	40
・ “ ” の記入要領と注意点（一式工事の考え方等）	44
・ 許可業種区分の考え方について	47
・ 上下水道施設の業種区分一覧	51
4 その他の審査項目（社会性等）（別紙三）	55
・ 経理処理の適正を確認した旨の書類の記載例	62
5 技術職員名簿（別紙二）	67
・ 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿の記載例	74
・ 実務経歴証明書（記入例及び記入要領）	75
その他	
問い合わせ先等	77

経営事項審査制度

1. 概要

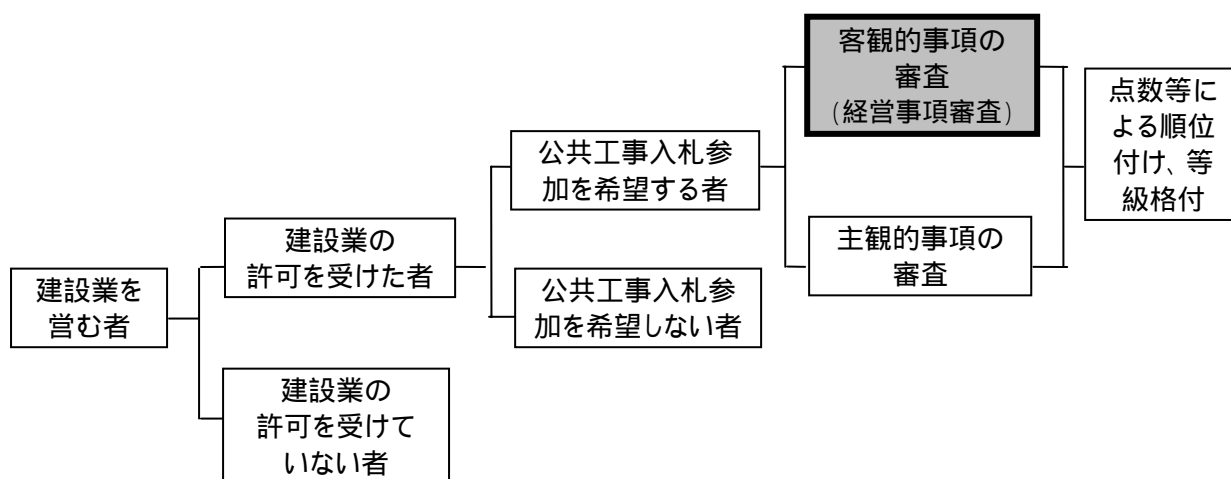
経営事項審査制度は、建設業者の信用、技術、施工能力等を客観的に評価する制度であり、建設業法において、**公共工事を元請けとして請負おうとする者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。**

したがって、民間工事のみを受注する業者（公共工事の入札参加希望をしない業者）は、経営事項審査を受ける必要はありません。

建設業法第27条の23（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

【建設業者と経営事項審査の関係】



2. 経営事項審査申請の資格

長崎県に主たる営業所を有する国土交通大臣許可業者及び長崎県知事許可業者。
ただし、申請時点で許可が失効していると申請できないので注意すること。

3. 経営事項審査項目及び総合評定値計算方法等

(1) 審査項目

(経営規模等評価) 許可行政庁が行う。

区 分	審査項目	審査庁
経営規模	X1	長 崎 県 又 は 国 土 交 通 省
	X2	
技術力	Z	
その他の評価項目 (社会性等)	W	

(経営状況分析) 登録経営状況分析機関が行う。

区 分	審査項目	分析機関
経営状況分析	Y	登 録 経 営 状 況 分 析 機 関 (5ページに掲載)

(2) 総合評定値(P)の請求及び算出方法

総合評定値は、許可行政庁が行う計算事務として位置づけられています。

算出方法は、(1)の経営規模等評価と経営状況分析の審査項目を点数化し、業種毎に以下の計算方法で求めます。

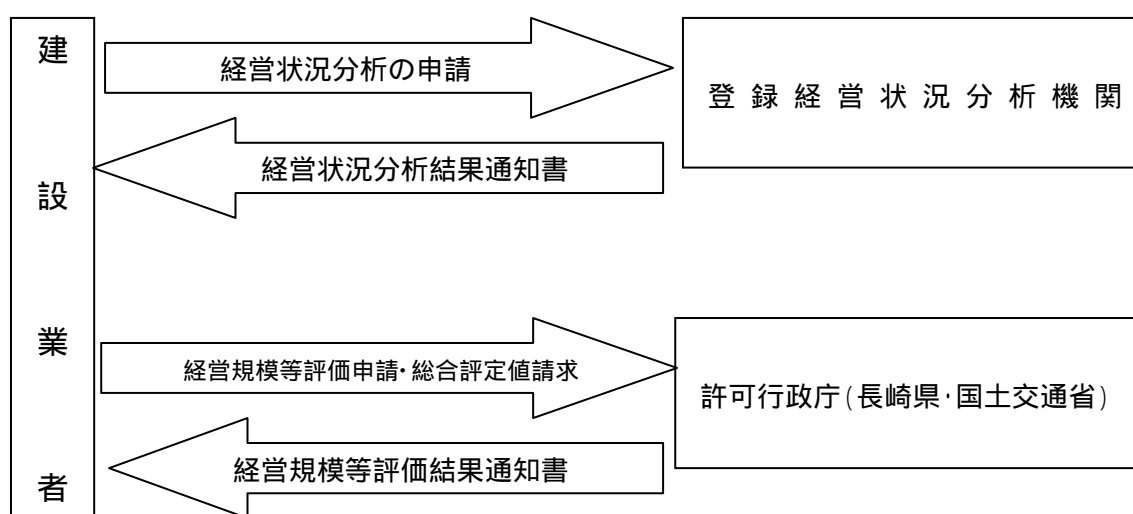
$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

経営事項審査の手続き

経営事項審査は、経営状況分析（財務内容の分析）を登録経営状況分析機関が、経営規模等評価（経営規模、技術力、その他の評価項目）と総合評定値の算定を長崎県（大臣許可業者については国土交通大臣）が行います。

総合評定値(P)は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析結果と経営規模等評価の結果に基づき、許可行政庁である県（国）が一定のルールで計算して求めた客観的な数値のことです。

経営事項審査を受けるにあたっては、まず登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行い、その結果通知書を受領しておくことが必要となります。



なお、“公共工事を請け負うことができる期間”（経営事項審査の有効期間）は、申請の時期に関わりなく審査基準日（通常決算日）から1年7ヶ月と定められていることから、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要です。（次ページ(図 - 1)参照）

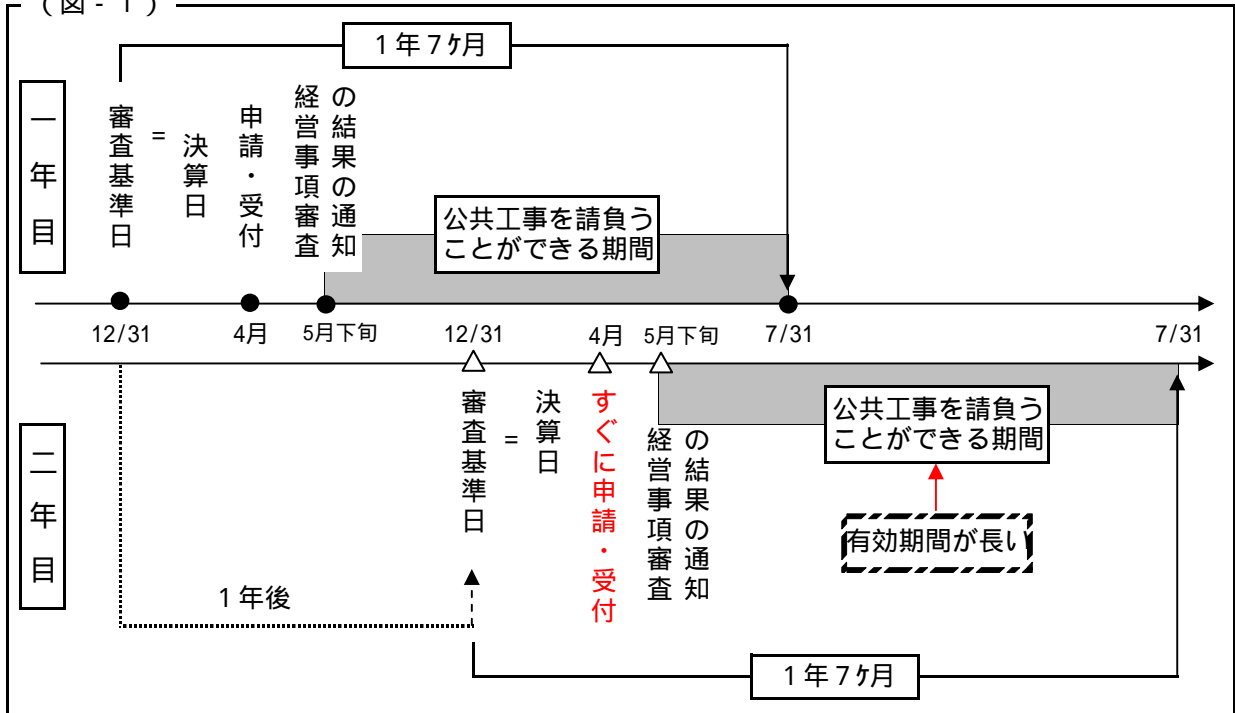
申請が遅れると結果通知が遅れ、その分だけ“公共工事を請け負うことができる期間”が短くなり、“公共工事を請け負うことができる期間”が継続せず切れ目ができて、“公共工事を請け負うことができない期間”ができてしまいます。（次ページ(図 - 2)参照）

そこで、このようなことが起こらないよう、定期的に且つ速やかに経営事項審査を受けるため、決算終了後すみやかに経営状況分析申請を行っておいください。

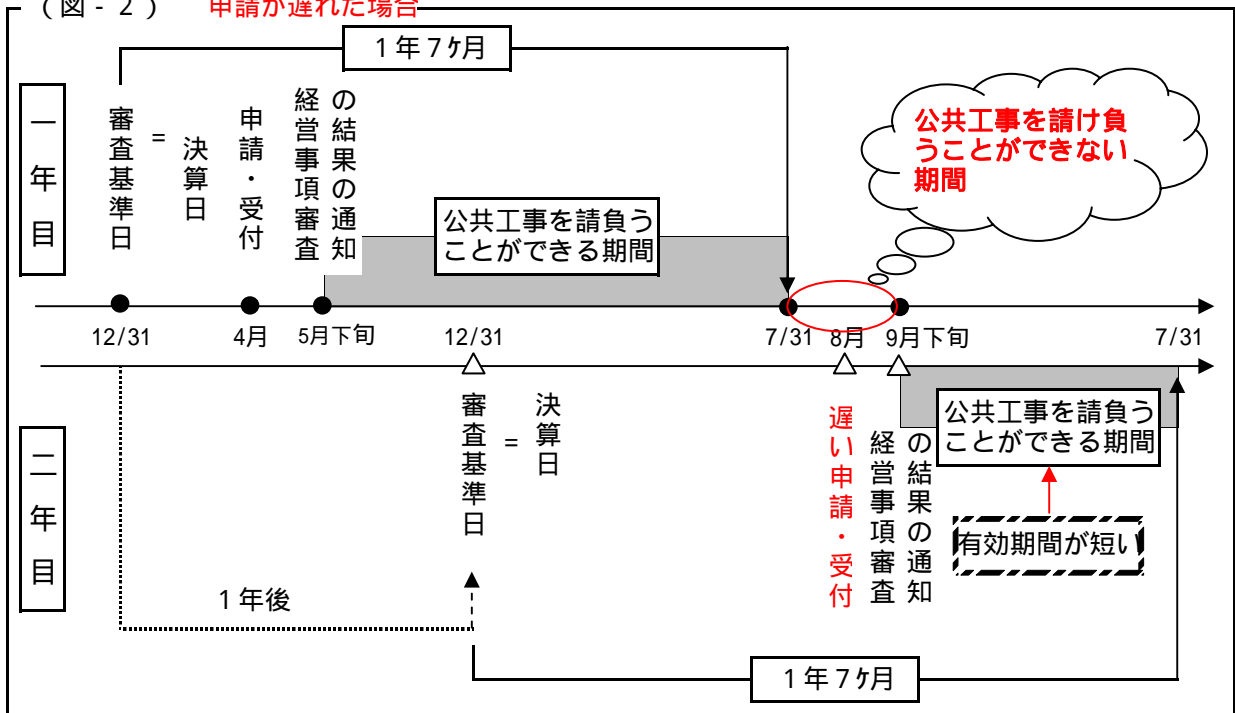
また、単に申請を行っただけでは公共工事を請け負うことはできず、審査が終了し、結果の通知を受けていなければならないため、申請後結果の通知を受けるまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請を行う必要があります。

経営事項審査の有効期間が審査基準日から1年7ヶ月と定められていますので前年度経営事項審査を申請した者は、有効期間が切れないように注意してください。**知事許可業者への結果の通知は、審査を受けた月の翌月下旬に通知します。**有効期間が切れないようにするためには、遅くとも、有効期間の前月までに申請を行うことが必要です。

(図 - 1)



(図 - 2) 申請が遅れた場合



1. 経営状況分析

- (1) 受付場所(事務所等)及び申請方法(郵送、持参等)
 (2) 審査期間(日時等)
 (3) 提出(添付)書類及び部数
 (4) 分析手数料
 (5) 申請書入手先 他
- () 申請しようとする登録経営状況分析機関へお問い合わせ下さい。

() 国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関は次の一覧のとおりですのでご参照下さい。

の一覧作成時点以降の変動や、新規登録機関の状況については、「国土交通省総合政策局建設業課 経営指導係」へ尋ねるか、ホームページでご確認下さい。

(国土交通省総合政策局建設業課 経営指導係)

TEL 03-5253-8111 (内線 24734)

(国土交通省ホームページ) <http://www.mlit.go.jp/>

(クリック) 土地・建設産業 (基本情報) 建設産業・不動産業関係

(建設業) 経営事項審査 登録経営状況分析機関一覧

(平成23年3月31日現在)

登録番号	登録経営状況分析機関一覧(名称、所在地等)
1	(財)建設業情報管理センター 西日本支部 〒540-0005 大阪市中央区上町A-12 Tel: 06-6767-2803 Fax: 092-483-2846
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ 〒860-0081 熊本県熊本市京町本丁4-43 Tel: 096-278-8330 Fax: 096-278-8310
3	
4	ワイズ公共データシステム(株) 〒380-0815 長野県長野市田町2120-1 Tel: 026-232-1145
5	(有)九州経営情報分析センター 〒850-0025 長崎県長崎市今博多町22 Tel: 095-811-1477
6	
7	(有)北海道経営情報センター 〒003-0001 北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1 Tel: 011-820-6111
8	(株)ネットコア 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24 Tel: 028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター 〒143-0015 東京都大田区大森西3-31-8 Tel: 03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株) 〒755-0036 山口県宇部市北琴芝1-6-10 Tel: 0836-38-3781
11	(株)日本建設業経営分析センター 〒800-0253 福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27 Tel: 093-474-1561

* 今後、上記登録経営状況分析機関の他にも参入する可能性があります。
 最新の情報については国土交通省の「登録経営状況分析機関一覧」のホームページ
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html をご参照ください。

2. 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法

(1) 申請期間

原則として平成24年1月4日(水)から平成24年10月31日(水)までの期間。

基本的には随時受付ますが、長崎県への入札参加資格審査申請をする者は、経営規模等評価申請及び総合評定値請求と同時に受け付けるので、必ず平成24年10月31日(水)までに申請してください。

(2) 申請対象審査基準日

平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間に決算を迎えた者は、その決算日。新規に許可を取得した者で、決算を一度も迎えていない場合は、下記のとおり。

- ・法人.....法人の開始貸借対照表の作成日
- ・個人.....営業を開始した日
- ・合併.....合併登記の日

(3) 受付日時等

前年度経営事項審査の申請をした者(継続)

あらかじめ決算期を考慮した日時等を通知しますので、それに従い申請してください。

都合により指定日以外の日を希望する場合は、長崎県土木部監理課あて電話連絡し、新たに指定を受けてください。

前年度経営事項審査の申請をしていない者(新規)

事前に長崎県土木部監理課あて電話連絡し、日時等の指定を受けてください。

(4) 審査会場(平成23年12月1日現在)次の一覧表のとおり。

管 内	審 査 場 所	問 い 合 わ せ 先
長崎振興局(長崎市、西彼杵郡) 県央振興局(諫早市、大村市) 島原振興局 (島原市、雲仙市、南島原市)	橋本商会ビル3F会議室 長崎市元船町14-10 裏表紙の地図参照	長崎県庁土木部監理課 095-894-3015
県北振興局 (佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡) 田平土木維持管理事務所 (松浦市、平戸市) 大瀬戸土木維持管理事務所 (西海市)	県北振興局 会議室	県北振興局 建設部建設管理第一課 0956-23-4211 (内)351~354
五島振興局(五島市)	五島振興局 会議室	五島振興局建設部管理課 0959-72-2121(内)322~323
五島振興局上五島支所(新上五島町)	上五島支所 会議室	五島振興局上五島支所建設部 管理・用地課 0959-42-1141
壱岐振興局(壱岐市)	壱岐振興局 会議室	壱岐振興局建設部管理・用地課 0920-47-1111 (内)271~273
対馬振興局(対馬市)	対馬振興局 会議室	対馬振興局建設部管理課 0920-52-1311(内)311~312

(5) 提出書類・提示書類

知事許可業者の場合

	提出書類名称	提出部数	様式掲載ページ	記入要領掲載ページ	提示書類名称	注意事項掲載ページ
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (様式第二十五号の十一)	2部	P.13 ~ P.14	P.23 ~ P.30	建設業許可通知書又は許可証明書 (原本又は写)	P.25 P.28
					会社名、代表社名、主たる営業所 所在の変更を行った場合の変更届 (原本又は写)	P.28
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第二十五号の十一別紙1)	2部	P.15	P.31 ~ P.54	決算の変更届(審査対象事業年度 を含む前3年度分)	P.37
					審査対象事業年度の完成工事高に 係る工事の証明書類(原本又は写)	"
					法人税又は所得税確定申請書一式 (2期分)、並びに消費税及び地方 消費税確定申告書の控(原本又は 写)	"
3	その他の審査項目(社会性等) (様式第二十五号の十一別紙3)	2部	P.16	P.55 ~ P.66	雇用保険の「事業所別被保険者台 帳照会」	P.56
					社会保険の「被保険者資格取得確 認及び標準報酬決定通知書」又は 「被保険者標準報酬決定通知書」	"
					建設業退職金共済事業加入・履行証 明書(原本又は写)	"
					退職一時金制度若しくは企業年金 制度導入を証する書類 (原本又は写)	P.57
					法定外労働災害補償制度加入を証 する書類(原本又は写)	P.58
					初めて許可(登録)を受けた時点の 建設業許可通知書又は許可証明書 (原本又は写)	P.59
					民事再生・会社更生手続の開始又 は終結決定を受けたことを証する書 面	"
					審査基準日において公共団体と防 災協定を締結していることを証する 書類(原本又は写)	"

					(1) 有価証券報告書の原本若しくは監査証明書の写し (2) 会計参与報告書の写し (3) 経理処理の適正を確認した旨の書類	P.60 P.62 ~ P.66
					建設業経理事務士を証する書類(1級及び2級)(原本又は写)	P.60
					注記表(建設業法施行規則別記様式第17号の2)	"
					建設機械の売買契約書又はリース契約書 及び特定自主検査記録表	"
					ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類(認証登録証明証)、付属書の写し	P.61
4	技術職員名簿 (様式第二十五号の十一別紙3)	2部	P.17	P.67 ~ P.76	技術職員の資格者証(原本又は写)	P.68
					役員を含む全職員の給与台帳(職員の受領印のあるもので、審査基準日直前の12月分)	P.69
					出勤簿及び源泉徴収票	"
					技術職員の事業所の名称の記載がある「健康保険証」の写し、又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知証」又は「事業種別被保険者台帳照会」の写し	"
					継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則	P.74
5	手数料印紙(証紙)貼り付け書	1部	P.18	-		
6	経営状況分析結果通知書(正本)	1部	-	-	審査日までに結果通知が届いていない方は総合評定値の請求が出来ませんのでご注意ください。	

(提出書類の注意事項)

1. 2部提出することとしている書類のうち1部は申請者控えとなるものです。控えとなる書類についてはコピーも可とするが必ず押印すること。
2. 提出書類は、必ず20ページ記載の綴り方のおり整理しておくこと。
3. 提示書類のうち建設業許可通知書又は許可証明書(原本又は写)については、その交付年月日より後に「許可業種の一部廃業」を行っている場合には該当業種の許可取消通知書(原本又は写)も併せて提示すること。
4. 県への入札参加希望者は、建設業従事職員数の確認をします。審査基準日(直前の決算日)

においての常勤の代表者、常勤の役員及び常勤の使用人とし（非常勤の者、監査役及び労務者等は除く。）、建設業従事職員全員分の賃金台帳、社会保険の「被保険者標準報酬額決定通知書」、雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」等の提示が必要となります。

5. 総合評定値請求については経営状況分析結果通知書（正本）の提出が要件となります。**決算期終了後速やかに（決算）変更届の提出及び、経営状況分析申請を行っておいください。**

総合評定値請求については、経営状況分析結果通知書（原本）の添付がなければ受付が出来ませんのでご注意ください。

経営状況分析及び経営規模等評価申請等に添付又は提示する財務諸表は、課税業者においては消費税及び地方消費税を抜いて作成すること。
なお、免税事業者においては、消費税及び地方消費税込みで作成すること。

平成25年度長崎県建設工事入札参加申請関係

長崎県の入札参加希望者以外は 7～10は提出不要

	提出書類名称	提出部数	留意事項
7	長崎県建設工事入札参加資格審査申請書	2部	・内、1部は申請者控えとなります。
8	納税証明書(県税の未納がない)	1部	
9	納税証明書その1(消費税及び地方消費税の税額入り)	1部	・県への入札参加希望者は、この証明書の未納税額の欄が「0円」であることが必要。
10	納税証明書その3(消費税及び地方消費税の未納がない)	1部	・前年度に入札参加資格審査申請書を行っている者は提出不要。

(提出書類の注意事項)

1. 提出書類の7～10は別冊の「長崎県建設工事入札参加申込要領」を参照すること。

長崎県への入札参加資格審査申請は経営規模等評価及び総合評定値の申請と同時に受け付けますので、県工事への入札参加希望者は、平成24年10月31日（水）までに総合評定値等の申請を行う必要があります。遅れることのないよう特にご注意ください。

大臣許可業者の場合

大臣許可業者の申請については、審査を直接国（九州地方整備局）で行うため、確認書類等も含めて全て提出書類となっています。

1. 申請書の記入にあたっては、大臣提出分（1部；県提出分と様式の一部が異なっている。）は必ずボールペン等での記入をお願いします。
2. 大臣許可においては、職員の常勤性確認に雇用保険加入が対象となっていないことにご注意ください。（社会保険及び厚生年金保険加入を確認する書類が住民税特別徴収税額の通知書面等による確認となっています。）
3. 長崎県への入札参加申請関係の書類は、7ページの（知事許可業者）提出書類一覧の7～10の項又は、別冊の「長崎県建設工事入札参加申込要領」をご参照下さい。

（ア）提出書類一覧

	書類名称	提出部数	注意事項等
経営事項審査関係			
1	経営規模等評価申請書 総合評定値請求書 (様式第25号の11)	3部 ・県提出1部 ・申請者控1部	1. 正本はボールペン等で記入。
2	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第25号の11別紙1)	〃	1. 正本はボールペン等で記入。
3	その他の審査項目(社会性等) (様式第25号の11別紙3)	〃	1. 正本はボールペン等で記入。
4	技術職員名簿 (様式第25号の11別紙2)	〃	1. 正本はボールペン等で記入。 2. 技術職員については、 <u>五十音順</u> に記載する。
5	手数料印紙(証紙)貼り付け書	1部	1. <u>収入印紙</u> (収入証紙ではない)を貼り付けておくこと。
6	工事経歴書(様式第2号)	1部	1. 工事種類別完成工事高において審査対象となる営業年度に係るもの。 2. 営業年度終了の変更届を提出済みのものと同一のもの。
7	経営状況分析結果通知書(正本)	1部	1. 総合評定値の請求をしない場合、添付不要です。 審査日までに結果通知が届いていない方は総合評定値の請求が出来ませんのでご注意ください。
平成25年度県工事入札参加申請関係		入札参加希望者以外は提出不要	
-	(知事許可業者)提出書類一覧7～10の項参照(9ページ)	同左	同左

内については、長崎県への入札参加申請関係の書類のため、詳細は「長崎県建設工事入札参加申込要領」を参照すること。

(イ) 確認書類一覧

	書類名称	備考
	経営事項審査関係 すべて写しの提出(1部提出)	
1	審査対象事業年度の消費税確定申告書の控え及び添付書類の写し並びに消費税納税証明書(様式その1)の写し	-
2	工事経歴書に記載されている工事のうち、各審査対象建設業の種類毎の完成工事高に係る工事請負契約書の写し(工事件名、契約金額、工事場所、工期及び甲乙の記名押印が確認できる部分。変更契約書を含む。)又は注文書及び請書の写し	1. 工事経歴書に記載した工事のうち請負金額の大きいものから上位10件必要。(各業種ごと必要。) 2. 変更契約(金額・工期変更)についても必要。 上記にJV受注工事が含まれる場合は、共同企業体協定書の写しが必要
3	法人税申告書(別表16(1)及び(2))の写し並びに建設業法施行規則別記様式第15号及び16号による貸借対照表及び損益計算書の写し	貸借対照表及び損益計算書の写しは、事業年度終了に提出するものの写し。
4	健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面又は住民税特別徴収税額を通知する書面の写し	雇用保険加入は職員の常勤性確認の対象(基準)とされていない。(県知事許可業者の取扱いと異なることに注意。)
5	健康保険証又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知証	技術職員名簿に記載した五十音順に記載すること。 資格取得日、雇用日から審査基準日までの期間が6ヶ月超であることを確認
6	技術職員名簿に記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等の写し(登録基幹技能者講習修了証、実務経歴証明書及び卒業証明書も含む) 「1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者資格者証(写)及び監理技術者講習修了証(写)を提出。	1. 前回提出した技術職員の資格の変更が無い場合は省略可。その場合、前回の技術職員名簿(写)が必要。その際、審査基準日以降の離職者(申請時点で在職していない技術職員)については、資格者証交付番号欄の右端に離職年月日を記入して下さい。 2. 監理技術者資格者証(写)、監理技術者講習修了証(写)は、毎回提出。
7	労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写	労働局の受付印が押印されている写し
8	健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書の写し又は納入証明書の写し	-
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)の写し	-
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ・ 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ・ 労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約の写し ・ 厚生年金基金への加入を証する書面 ・ 適格退職年金契約書 ・ 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ・ 資産管理運用機関との間の契約書の写し 	いずれか1点を提出

11	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ・（社）全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ・全国中小企業共済協同組合連合会への加入を証明する書面 ・（社）全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ・労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し 	いずれか1点を提出
12	民事再生又は会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面	
13	審査基準日において公共団体と防災協定を締結していることを証する書類の写し	加入している団体が防災協定を締結している場合は、加入団体からの証明書(原本)及び協定書の写しを提出
14	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書若しくは監査証明書の写し ・会計参与報告書の写し ・建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの 	いずれか1点を提出
15	建設業経理事務士の1級試験又は2級試験の合格証の写し	-
16	建設業法施行規則別記様式第17号の2による注記表の写し(2期分)	項番54「研究開発費」を記載する場合のみ提出
17	建設機械の売買契約書又はリース契約書 特定自主検査記録表 建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表	項番55「建設機械の保有状況」の確認に必要。リース契約の場合は、審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間を有する場合に限る。
18	ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類、付属書 建設機械の保有状況、ISOの取得状況一覧表	項番56・57「国際標準化機構が定めた規格による登録の状況」の確認に必要。認証範囲に建設業が含まれていない場合、建設業法上のすべての営業所が含まれていない場合を除く
	平成25年度県工事入札参加申請関係(提示)	入札参加希望者以外は不要
-	建設業従事職員全員分の常勤性の確認書類	(知事許可業者) 提出書類一覧の(提出書類の注意事項)4参照(8ページ)

項目6(労働保険関連)以降については、該当がある場合のみ提出してください。

上記については、昨年度、経営事項審査を受審していることが前提です。昨年度、経審を九州地方整備局で受審していない(許可換新規等含む)場合は、九州地方整備局(建設産業課調査指導係;092-471-6331)まで確認をお願いします。

上記以外の場合も、別途確認資料の提出を求めることがあります。

工事経歴書、貸借対照表及び損益計算書について、変更届出書(事業年度終了)で提出済みである場合は、省略可能となっておりますが、経営事項審査の効率化をはかるため、写しの提出にご協力をお願いします。

[記入要領等は、23ページから30ページに掲載。]

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

2 0 0 0 1

行政庁側記入欄	事務所コード	許可番号	区分
	1	3 4	8 9
項番 0 1 (後段)	入札保証金免除区分基礎算定(千円)	建設業従事職員数(人)	
32	33	39 40	43

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	0 1	平成 年 月 日	-

申請時 許 可 番 号 0 2 大臣 知事 コー ド 12 国土交通大臣 知事 許可 (般 特 -) 第 14 19 号 平成 年 月 日 許可年月日

前 回 の 申 請 時 許 可 番 号 0 3 大臣 知事 コー ド 12 国土交通大臣 知事 許可 (般 特 -) 第 14 19 号 平成 年 月 日 許可年月日

審 査 基 準 日 0 4 平成 年 月 日

申 請 等 の 区 分 0 5

処 理 の 区 分 0 6

資 本 金 額 又 は 出 資 総 額 0 7 (千円) 法人又は個人の別 (1. 法人) (2. 個人)

商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 0 8

商 号 又 は 名 称 0 9

代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名 の フ リ ガ ナ 1 0

代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名 1 1

主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コー ド 1 2

主 たる 営 業 所 の 所 在 地 1 3

郵 便 番 号 1 4 電 話 番 号 19 24 29

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

許 可 を 受 け て い る 建 設 業 1 5 (1. 一 般) (2. 特 定)

経 営 規 模 等 評 価 等 対 象 建 設 業 1 6

[記入要領等は、31ページから54ページに掲載。]

別紙一

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 _____

項番	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度 自 12 年 14 月 16 至 18 年 19 月	審査対象事業年度 自 20 年 22 月 24 至 26 年 28 月	計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)
3 1				
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月		
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月		

業種 コード	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 2	12 14 15 19 24	25 29 34	35 39 44 45 49 54	35 39 44 45 49 54
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 2	12 14 15 19 24	25 29 34	35 39 44 45 49 54	35 39 44 45 49 54
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 2	12 14 15 19 24	25 29 34	35 39 44 45 49 54	35 39 44 45 49 54
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 2	12 14 15 19 24	25 29 34	35 39 44 45 49 54	35 39 44 45 49 54
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 3	12 14 19 22 24 29	32 34 39 42 44 49	32 34 39 42 44 49	32 34 39 42 44 49
工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		
その他 工事	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

3 4	12 14 19 22 24 29	32 34 39 42 44 49	32 34 39 42 44 49	32 34 39 42 44 49
合計				

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

審査手数料印紙（証紙）又は払込領収書はり付け書

許可番号 第 号

申請者 _____

審査手数料印紙（証紙）又は払込領収書はり付け欄

〔 収 入 印 紙： 国 土 交 通 大 臣 許 可 〕

〔 長 崎 県 収 入 証 紙： 長 崎 県 知 事 許 可 〕

(6) 審査手数料

納 付 先	金 額	方 法
長 崎 県 知 事 又は 国 土 交 通 大 臣	経営規模等評価申請 8,100円に審査対象1業種につき、 2,300円として計算した額の合計額 の申請に登録機関の行う経営 状況分析を加えて算出した総合評 定値の請求400円に審査対象1業 種につき、200円として計算した額 の合計額	長崎県知事許可分は長崎県証 紙を、国土交通大臣許可分は収 入印紙を手数料印紙(証紙)貼 り付け書に貼り付けて、審査時 に提出

手数料早見表(大臣許可・知事許可共通)

申請業種	金額(円)	申請業種	金額(円)	申請業種	金額(円)
1	11,000(10,400)	11	36,000(33,400)	21	61,000(56,400)
2	13,500(12,700)	12	38,500(35,700)	22	63,500(58,700)
3	16,000(15,000)	13	41,000(38,000)	23	66,000(61,000)
4	18,500(17,300)	14	43,500(40,300)	24	68,500(63,300)
5	21,000(19,600)	15	46,000(42,600)	25	71,000(65,600)
6	23,500(21,900)	16	48,500(44,900)	26	73,500(67,900)
7	26,000(24,200)	17	51,000(47,200)	27	76,000(70,200)
8	28,500(26,500)	18	53,500(49,500)	28	78,500(72,500)
9	31,000(28,800)	19	56,000(51,800)		
10	33,500(31,100)	20	58,500(54,100)		

- ・総合評定値の請求を併せて行う場合は、従来の経営事項審査手数料と同額()外の額)
- ・()内は、経営規模等評価のみを受ける場合。

計算方法

経営規模等評価及び総合評定値

$$(8,100円 + 400円) + [(2,300円 + 200円) \times \text{業種数}]$$

経営規模等評価申請のみ

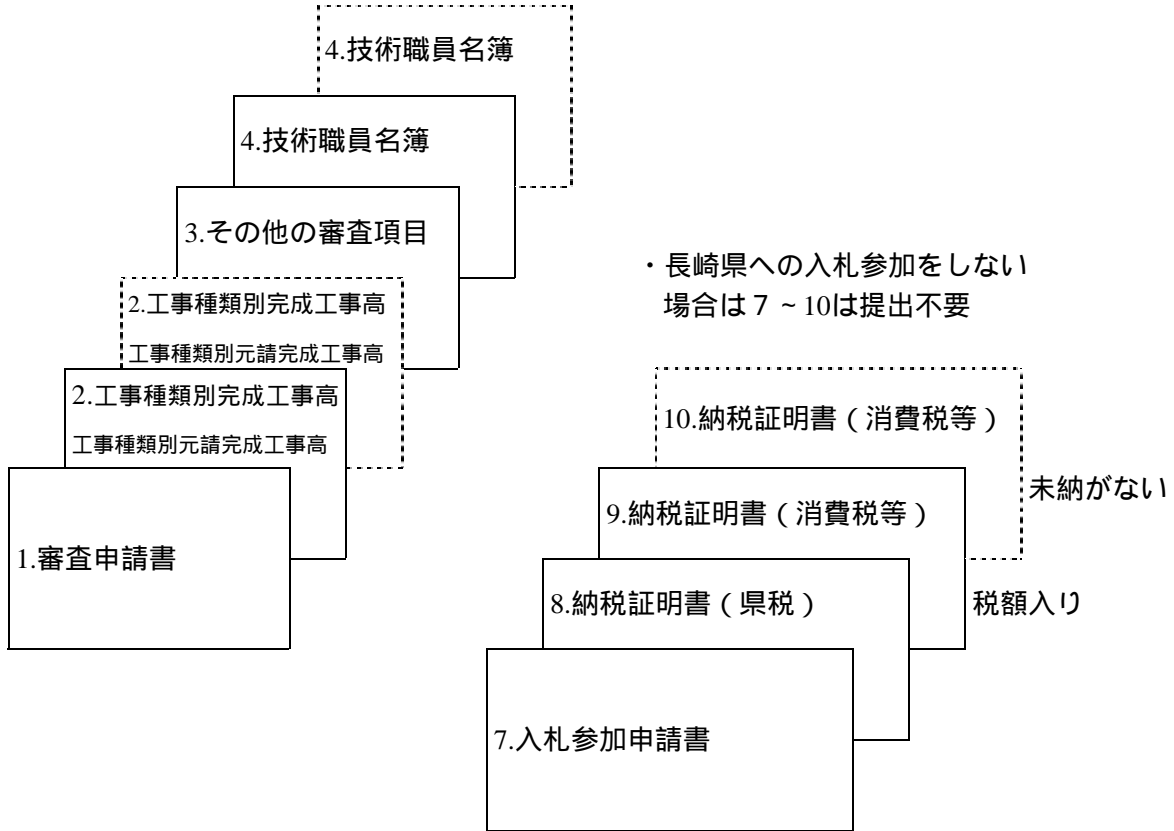
$$8,100円 + (2,300円 \times \text{業種数})$$

審査手数料については、前述した建設業法改正で、県(国)が行う経営規模等評価のみ申請、或いは登録機関の行う経営状況分析の結果を併せて算出する総合評定値の請求等のケースに応じた額となる。

ただし、公共事業の入札に参加する建設業者の審査手数料は、総合評定値の結果通知が必要となるケースが多くなると予想され、その場合は従来の経営事項審査手数料と同額となる。

(7) 提出書類の綴り方 (大臣許可業者の方についても、県提出分について(入札参加申請関係書類含む)、下記のとおり準備してください。)

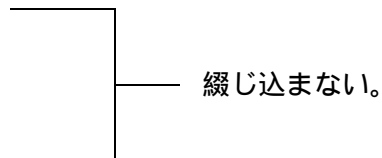
提出分と申請者控を分け、それぞれクリップ止めしておく。



5.手数料印紙(証紙)貼り付け書(1部)

(* 様式は18ページ参照)

6.経営状況分析終了通知(正本1部)



3 . 審査結果

(1) 経営状況分析結果通知

登録経営状況分析機関は、経営状況の分析を行ったときは分析結果に係る数値を当該申請者に対して「経営状況分析結果通知書」をもって通知します。

この結果通知（正本1部）を、県が行う経営事項審査時（総合評定値まで請求する場合）に提出してください。

(2) 経営規模等評価結果通知（及び総合評定値通知）

国土交通大臣（九州地方整備局長）又は長崎県知事は、上記経営状況分析結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて、国土交通省令で定めるところにより算出した経営事項審査に係る総合的な評定結果（数値）を求め、その結果を申請者に対して、「経営規模等評価結果通知書（及び総合評定値通知書）」をもって通知します。

ただし、経営規模等評価のみの申請を行った場合は、当該結果のみの通知となります。

知事許可業者への結果通知は、審査を受けた月の翌月末日までに行います。

4 . 再審査の申し立て

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣（九州地方整備局長 = 大臣許可）又は長崎県知事（知事許可）に対して審査の結果の通知を受けた日から30日以内に再審査を申し立てることができます。（建設業法第27条の28、建設業法施行規則第20条）

経営状況分析の結果については、登録経営状況分析機関が責を負うこととなっていますので、再審査の対象は国及び県が行う経営規模等評価のみとなります。

5 . 入札参加資格申請と経営事項審査

建設業者が公共工事発注機関に対して公共工事入札参加資格申請をするにあたり、国土交通大臣（九州地方整備局長）又は長崎県知事が発行した経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書の提出を求められる事があります。

したがって、当該通知書は大切に保存してください。

6 . 経営事項審査関係書類の保存

来年度以降も経営規模等評価審査庁（登録経営状況分析機関含む）から、審査の際、申請者は前年度の経営事項審査関係書類の提出を求められることがありますから、関係書類の保存には十分留意してください。

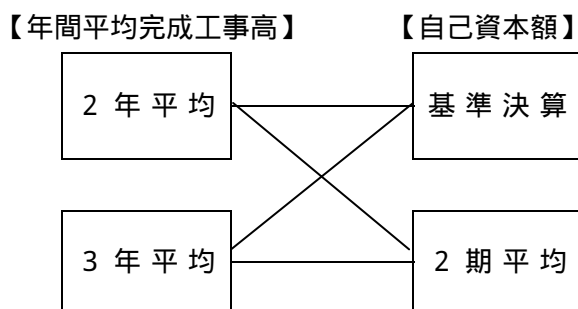
提出書類の記入例及び記入要領

1. 申請書の記入上の一般的注意事項

- (1) 各申請書は、ボールペン等で記入すること。（パソコン等による入力可）
なお、副本（申請者控）分はコピーも可とする。（知事・大臣共通）
- (2) 各申請書の で表示された枠内（以下「カラム」という。）に記入する場合は1枠に1文字ずつ丁寧に、かつ、枠からはみ出さないように記入すること。
- (3) 各申請書の右上「申請者」の欄には、商号又は名称及び代表者又は個人の氏名を記入し（ゴム印でも可）、**副本も含めて押印すること。**
- (4) 申請者に代わって行政書士が業務により申請手続等を行う場合は、経営規模等評価等の申請書の「申請者」の欄に申請者とともに併記し、当該行政書士名の記入及び押印をするか、申請者からの委任状の添付(上記(3)の申請者の記名のみで押印がない等の場合)によること。

年間平均完成工事高については2年平均・3年平均の選択が、自己資本額については審査基準日におけるもの・審査基準日及び前回の申請時における審査基準日（以下の記入要領、記入例において「直前の審査基準日」という。）におけるものとの平均を選択することができます。

下記のとおり4通りの組み合わせが選択できます。



[2 . 経営事項審査申請書 (様式第二十五号の十一) の記入例]

様式第二十五号の十一 (第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係)

(用紙A4)
2 0 0 0 1

事務所コード	許可番号	区分
34	8	9
1		

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申請書
総合評定値請求書

平成 24年 7月 17日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要な箇所は - で消すこと

申請時点で有効な許可年月日が複数ある場合「最も古いもの」を記入する

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記入しないこと

地方整備局長
北海道開発局長
長崎県 知事 殿

知事名等の記載不要。知事許可業者は「長崎県」、大臣許可業者は「九州」を記載。

長崎市江戸町2-13
株式会社 長崎組
代表取締役 長崎 太郎

申請者



行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	平成 00年 00月 00日	00	000000

申請許可番号	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(般-特)	第0001234号	平成22年04月15日
02	42	22	0001234	22 04 15

知事「42」
大臣「00」

前回の申請許可番号	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可(般-特)	第0000000号	平成00年00月00日
03			0000000	00 00 00

前回申請時の許可番号と異なる場合(大臣知事許可等)のみ記入すること

審査基準日	平成24年03月31日
04	24 03 31

申請等の区分	05	1
--------	----	---

公共事業に参加を希望する場合「1」

処理の区分	06	00
-------	----	----

記載要領のコード表から記入(左欄)右欄は該当する場合のみ記入(通常は空欄)詳細は21ページ

申請者が個人の場合は記入しない

資本金総額	07	00000000	千円	法人又は個人の別	1
07	00000000			1 (1.法人 2.個人)	

商号又は名称のフリガナ	08	ナガサキグミ
08	ナガサキグミ	

濁点も1マスにまとめて記入すること

商号又は名称	09	(株)長崎組
09	(株)長崎組	

代表者又は個人の氏名フリガナ	10	ナガサキ タロウ
10	ナガサキ タロウ	

代表者又は個人の氏名	11	長崎 太郎
11	長崎 太郎	

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	42201
12	42201	

市区町村コードは71ページをご参照ください

主たる営業所の所在地	13	江戸町2-13
13	江戸町2-13	

市区町村コードに続く町名等を記入する

郵便番号	14	850-0861	電話番号	19	095-894-3015
14	850-0861		19	095-894-3015	

左詰めで記入する

許可を受けている建設業	15	12112111111111
15	12112111111111	

1.一般 2.特定

経営規模等評価対象建設業	16	99999999
16	99999999	

申請する業種に「9」を記入する

申請時点で有効な許可業種全てを記入する一般の場合「1」、特定の場合「2」

「2期平均」で申請する場合は、右欄に記載した自己資本額の平均を記入する
その場合、千円未満の端数は切り捨てる

自己資本額 項番 17 12 14 19 4 0 0 0 (千円) 審査対象 22 2 (1.基準決算) (2.2期平均)

2期平均で申請する場合のみ記入する
(千円未満の端数は切り捨てて表示する)

基準決算	3 0 0 0 (千円)
直前の審査基準日	5 0 0 0 (千円)

利益額の2期平均を記入する
(千円未満の端数は切り捨てる)

利益額 (2期平均) 1 8 12 14 19 8 8 0 5 (千円) 利益額(利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数と一致する。

技術職員数 1 9 12 14 4 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 12 14 0 0 0 0 0 1

経営状況分析結果通知書、右上に記載されている経営状況分析機関の登録番号を記載すること

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	6 8 9 0 (千円)	7 8 9 0 (千円)
減価償却実施額	1 3 2 0 (千円)	1 5 1 0 (千円)

経営状況分析を受けた機関の名称
センター

【法人の場合】
規則別記様式16の損益計算書の営業利益の額と、法人税申告書別表16(1)(旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書)に記載の減価償却額の実施額により記入する。(千円未満の端数は切り捨てる)
【個人の場合】
規則別記様式19の損益計算書の営業利益の額と、所得税青色申告決算書又は収支内訳書に記載の減価償却費等により記入する(千円未満の端数は切り捨てる)
決算期が12ヶ月に満たない場合の計算方法は現行の完成工事高と同じ

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先
所属等 総務課 氏名 山田 花子 電話番号 095-894-3015
ファクス番号 095-894-3460

この申請書又は添付書類を作成した者、その他この申請書の内容に係る質問等に回答できる者の所属、氏名、電話番号、ファクス番号を記入する

[経営規模等評価申請書（様式二十五号の十一）の記入要領と注意点]

「申請者」欄：この申請書により経営規模等評価の申請等を行おうとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は添付書類（建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げるもの）を作成した者（財務書類を調整した者等も含む）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。
この場合申請者の押印が無ければ作成に係る委任状の写しその他作成に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

項番 01：・「行政庁側記入欄」は空欄とする。（県又は国で記入する）

項番 02：・大臣・知事コードのカラムは、大臣許可は“00”知事許可は“42”を記入する。
・「国土交通大臣・知事」及び「般・特」については不要なものを横棒「-」で消す。
・カラムに数字を記入する際は、右詰で、空位のカラムに「0」を記入する。
・許可年月日欄は申請時点で有効な許可で許可年月日が最も古いものを記入する。
提示(確認)書類：許可通知書又は証明書については、申請時点で有効なもの全て。

項番 03：・この欄は下記例の場合のみ記入する。

例： 知事許可から大臣許可に変わった場合

大臣許可から知事許可に変わった場合

長崎県外の知事許可から長崎県内の知事許可に変わった場合

「般17 - 6993」から「特22 - 6993」のような更新又は般・特新規の場合で、般・特の区分又は年度区分のみの変更で許可番号に変更がない場合は記入の必要はない。

項番 04：・「審査基準日」の欄は、審査申請日の直前の事業年度の終了日を記入し、例えば審査基準日が平成24年3月31日であれば、24年03月31日のように、カラムに数字を記入する際、空位のカラムに「0」を記入する。

*** 新規の許可取得等で、決算を一度も迎えていない場合等のケースについては27ページ〔特殊なケースにおけるコードについて〕により記入してください。**

項番 05：・「申請等の区分」の欄には、下記の表により該当するコードを記入する。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

「1」…長崎県や国及び市町村等に入札参加申請する場合。

ほとんどの区分での申請が必要です。

「2」…経営規模等評価の申請のみを希望する場合。

この場合、総合評定値が通知されません。

「3」…総合評定値の請求のみを希望する場合。

事前に「経営規模等評価結果通知書」及び「経営状況分析結果通知書」を受領しておくことが必要です。

コードによって、証紙及び印紙代が異なります。「1」の場合は従来と同じですが、詳しくは19ページの「手数料早見表」をご参照ください。

項番 06：・「処理の区分」の欄の左欄には、下記の表により該当するコードを記入する。

コード	処理の種類
00	12ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例：組織、決算期等に変更がない場合)
01	6ヶ月ごとに決算を完結した場合
02	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度、その他12ヶ月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例：決算期を変更した場合等)
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例：新規設立で最初の決算を審査基準日とする場合)
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例：会社設立時で受ける場合)

12ヶ月決算で、決算期を変更した等の特殊事情がなければ、左の2マスに「00」と記入し、右は空白のままにする。

また、処理の区分の右欄は、下記の別表（2）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い該当するコードを記入すること。

なお、特殊な審査基準日と処理区分については次頁の「特殊なケースにおけるコードについて」の表を参照してください。

別表（2）

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続き開始の申立て、民事再生手続き開始の申立て又は特定調停手続き開始の申立てが行われた場合で会社更生手続き開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続き開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続き開始決定日、民事再生手続き開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続き開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属する者として認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合

【特殊なケースにおけるコードについて】

	ケース	最初の決算 (*のケースでは2 期目以降の決算)	審査基準日	処理の区分 (左) (右)
1	個人業者が事業開始後、新規に許可取得	未到来 (開始決算日)	個人開業日	0 4 2 0
2	"	到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
3	個人業者が法人に改編 (個人の時経審を受けており、一定の要件を満 たして、当該経審の完工高通算を認められた者 で、代表者不変の場合に限る)	法人決算未到来	開始決算日	0 2 (空白)
4	"	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
5	個人業者が事業継承 (一定の要件を満たして、相続やいわゆる代替 わりを認められた者。継承前の個人が経審を受 けている場合に限る)	未到来	継承後の個人 開業日	0 2 (空白)
6	"	到来	直前の決算日	*1 0 2 (空白)
7	法人で新規設立後、新規に許可取得	法人決算未到来	開始決算日(開 始決算がない場 合は法人設立日)	0 4 2 0
8	"	法人決算到来	直前の決算日	*1 0 3 (空白)
9	決算期変更	到来	直前の決算日	*2 0 2 (空白)

(注) *1 2, 4, 6, 8で最初の決算が12ヶ月の場合(左)00(右)(空白)となります。

*2 「決算期変更」の場合、理由によっては右欄のコード記入が必要になる場合があります。

項番 07: ・「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては、資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

・「法人又は個人の別」の欄には、申請者が法人の場合は「1」、個人の場合は「2」と記入する。

項番 08: ・「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入する。その際、濁点及び半濁点は1文字としない。例えば「ガ」又は「パ」のように濁点等がついた文字は、1文字で記入する。

なお、「株式会社」等法人の種類を現す文字については、フリガナは記載しない。

項番 09: ・「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字は次の略号を用いて「商号又は名称」の前又は後に記入(3文字で)。

株式会社=(株) 特例有限会社=(有) 合資会社=(資) 合名会社=(名)

合同会社=(合) 協同組合=(同) 協業組合=(業) 企業組合=(企)

- 項番 10：・「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで記入する。姓と名の間は1マスあけること。その際、濁点及び半濁点は1文字としない。（項番08と同じ）
- 項番 11：・「代表者又は個人の氏名」の欄の、姓と名の間は1マスあける。
- 項番 12：・「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄には、市町コード表の該当するコードを記入する。

市町コード表

（平成23年12月1日現在）

長崎振興局管内	県北振興局管内	五島振興局管内
42201 長崎市 42307 西彼杵郡長与町 42308 " 時津町	42202 佐世保市 42321 東彼杵郡東彼杵町 42322 " 川棚町 42323 " 波佐見町 42383 北松浦郡小値賀町 42391 " 佐々町	42211 五島市
大瀬戸土木維持管理事務所管内		五島振興局上五島支所管内
42212 西海市		42411 南松浦郡新上五島町
県央振興局管内		壱岐振興局管内
42204 諫早市 42205 大村市	田平土木維持管理事務所管内	42210 壱岐市
島原振興局管内		対馬振興局管内
42203 島原市 42213 雲仙市 42214 南島原市	42207 平戸市 42208 松浦市	42209 対馬市

- 項番 13：・「主たる営業所の所在地」の欄には、項番12で記載した市区町村コードに続く住所を記入する。
- 項番 14：・「郵便番号」の欄には、郵便番号を記入。
「電話番号」の欄には、市外局番、局番、番号をそれぞれ「-（ハイフン）」で区切り左詰めで記入する。
- 項番 15：・「許可を受けている建設業」の欄は、申請時点で有効な許可業種を全て記入し、当該建設業が一般建設業の場合は「1」、特定建設業の場合は「2」、を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入する。

項番8～15の提示(確認)書類：申請時点で有効な許可通知書や、経営状況分析結果通知書等の内容と申請内容(会社名、代表者、主たる営業所の所在地等)に相違がある場合、当該内容の変更が確認できる変更届の控え(写し)が必要。

*** 経営事項審査申請時点で廃業している業種については、記入しない。**

土 木 工 事 業 (土)	板 金 工 事 業 (板)
建 築 工 事 業 (建)	ガ ラ ス 工 事 業 (ガ)
大 工 工 事 業 (大)	塗 装 工 事 業 (塗)
左 官 工 事 業 (左)	防 水 工 事 業 (防)
と び ・ 土 工 工 事 業 (と)	内 装 仕 上 工 事 業 (内)
石 工 事 業 (石)	機 械 器 具 設 置 工 事 業 (機)
屋 根 工 事 業 (屋)	熱 絶 縁 工 事 業 (絶)
電 気 工 事 業 (電)	電 気 通 信 工 事 業 (通)
管 工 事 業 (管)	造 園 工 事 業 (園)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	さ く 井 工 事 業 (井)
鋼 構 造 物 工 事 業 (鋼)	建 具 工 事 業 (具)
鉄 筋 工 事 業 (筋)	水 道 施 設 工 事 業 (水)
ほ 装 工 事 業 (ほ)	消 防 施 設 工 事 業 (消)
し ゅ ん せ つ 工 事 業 (しゅ)	清 掃 施 設 工 事 業 (清)

項番 16：・「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、**経営規模等評価等を受けようとする建設業**の上の表（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。

（許可を受けている建設業の全部又は一部）

総合評定値のみの請求を行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業について、上の表（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入する。

項番 17：・「自己資本額」の欄は、「審査対象」を「**1.基準決算**」で申請するのであれば、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額を記入する。

「審査対象」を「**2.2期平均**」で申請するのであれば、基準決算及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額の平均の額を記入する。その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。

また、「2.2期平均」を選択した場合は、右表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入する。

その際、千円未満の端数は切り捨てて表示すること。

自己資本額は次の計算で算出される。

法人：純資産合計

個人：期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益 - 事業主貸勘定 + （利益留保性の引当金及び準備金）

項番 18：・「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額および減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

項番 19：・「技術職員数」の欄は、別紙二「技術職員名簿」で記入した**常勤**の技術職員の人数の合計を記入すること。

「常勤の技術職員」については、次の基準により確認します。

特に理由がある場合を除き、原則として健康保険及び雇用保険のうち、最低でもどちらかに審査基準日以前6ヶ月を超えて加入している者を対象とするので、注意すること。

上記の確認は次の書類のいずれかで行う。

項番8～15の提示(確認)書類：

「健康保険証」

雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」又は、「雇用保険被保険者資格取得確認通知」

注) の「事業所別被保険者台帳照会」はハローワークに「雇用保険適用事業所別被保険者台帳一覧表作成願」を提出すると交付されますが、申請にあたっては窓口での混雑が予想され、即日交付できない場合がありますので、余裕をもって取りに行ってください。

注) 特に理由がある場合とは、個人事業で使用人が4人以下の場合(社会保険)、役員等の被扶養者として健康保険等に加入している場合、使用人が75歳(雇用保険は65歳)以上の場合等。

注) 出向社員については「出向契約書(期間が明記してあるもの)」及び「出向元の又は の書類」により確認します。

注) 上記の場合であっても、給与台帳等により「常勤の使用人」の形態と認めがたい時は職員数に加えないこともあります。

「常勤の使用人」の考え方

- (ア) 「日々雇用」は、1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう常勤の使用人には該当しない。
- (イ) 「農閑期だけ」又は「この工事が済むまで」というものも雇用期間を限定されたものであるため、該当しない。
- (ウ) 他の従業員が25日の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというものは、「常勤」の要件に欠けると考えられる。また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間の勤務だけでよいというもの、「常勤」の要件に欠けると考えられる。

項番 20：・「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた機関の登録番号を記入する。「経営状況分析結果通知書」の右上に記載されている番号となる。

(参考：6ページ「登録経営状況分析機関一覧」)

数字は右詰で記入し、空位のカラムには「0」を記入する。

「経営状況分析を受けた機関の名称」も記入する。

連絡先：「連絡先」の欄はこの申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

[3 . 工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (別紙一) の記入例]

別紙一

- 基本的な記入の注意 (下記例は2年平均の場合)**
- ・千円未満の端数は切り捨てること
 - ・工事経歴書の各業種ごとの合計の欄の額と一致すること
 - ・その他については下記をご参照ください

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

必ず記入すること
ゴム印でも可

審査対象業種及び業種コードの全てをコード番号の小さい順に記入すること

申請者 (株)長崎組

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度	自 2 2 年 0 4 月 至 2 3 年 0 3 月	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月	審査対象事業年度	計算基準の区分	自 2 3 年 0 4 月 至 2 4 年 0 3 月	28 1 (1.2年平均) (2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高:千円	15 19 24 6 8 1 2 6	元請完成工事高:千円	25 29 34 3 4 1 2 6	完成工事高:千円	35 39 44 7 2 5 6 6	元請完成工事高:千円	45 49 54 4 1 5 6 6		
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高:千円	15 19 24 3 1 0 0 0	元請完成工事高:千円	25 29 34 1 0 0 0 0	完成工事高:千円	35 39 44 2 3 0 0 0	元請完成工事高:千円	45 49 54 1 5 0 0 0		
工事の種類 プレストレスト コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高:千円	15 19 24 4 7 0 5 6	元請完成工事高:千円	25 29 34 2 5 0 5 6	完成工事高:千円	35 39 44 5 5 1 2 0	元請完成工事高:千円	45 49 54 3 0 0 0 0		
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 2 0 5 0	完成工事高:千円	15 19 24 6 1 5 5 0	元請完成工事高:千円	25 29 34 2 8 5 5 0	完成工事高:千円	35 39 44 3 5 4 1 1	元請完成工事高:千円	45 49 54 3 5 4 1 1		
工事の種類 とび・土工 コンクリート 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 3	完成工事高:千円	12 14 19 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高:千円	22 24 29 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高:千円	32 34 39 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高:千円	42 44 49 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
業種コード 3 4	完成工事高:千円	12 14 19 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高:千円	22 24 29 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高:千円	32 34 39 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高:千円	42 44 49 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
工事の種類 合計	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		
契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例					(1. 有 2. 無)					

2年平均の場合「1」を記入

左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入すること

「土木一式」「とび・土工」「鋼構造物」の業種の申請がある場合、必ずその内訳として、「プレストレストコンクリート」「法面処理」「鋼橋上部」の完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。ただし、内訳であるため、合計金額には含まない。

該当する方を で囲む

工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

2枚目以降は記入しない

審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度		審査対象事業年度 計算基準の区分	
項番 3 1	自 12 年 14 月 至 10 年 10 月		自 20 年 22 月 至 24 年 20 月 (1.2年平均 2.3年平均)
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		
業種コード	完成工事高千円	元請完成工事高千円	完成工事高千円
3 2 0 5 1	15 19 24 3 8 4 0 9	25 29 34 2 0 4 0 9	35 39 44 45 49 54 2 3 2 6 0 2 3 2 6 0
工事の種類 法面処理工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
3 2 0 9 0	15 19 24 2 0 0 6	25 29 34 2 0 0 6	35 39 44 45 49 54 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 管工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
3 2 1 3 0	15 19 24 0	25 29 34 0	35 39 44 45 49 54 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 舗装工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
3 2	15 19 24	25 29 34	35 39 44 45 49 54
工事の種類 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
3 3 その他	12 14 19 1 0 0 0	22 24 29 0	32 34 39 42 44 49 0 0 0 0 0 0
工事の種類 その他工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表	
3 4 合計	12 14 19 1 7 9 7 3 8	22 24 29 8 9 7 3 8	32 34 39 42 44 49 1 6 3 0 9 7 1 0 6 9 7 7

実績なしの場合は「0」を記入

「その他の工事」・「合計」は最終ページのみ記入する

3年平均の場合の記入例
 ・下記をご参照ください
 ・基本的な記入要領は2年平均と同様です

(用紙A4)
 2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
 工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度				審査対象事業年度				計算基準の区分							
	自 2 1 年 0 4 月 至 2 3 年 0 3 月				自 2 3 年 0 4 月 至 2 4 年 0 3 月				2 1.2年平均 2.3年平均							
	審査対象事業年度の 審査対象事業年度 22年 4月 ~ 23年 3月				同じ年月を記入				3年平均の場合「2」を記入							
	前々審査対象事業年度 21年 4月 22年 3月															
業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	6 8 1 2 6				3 4 1 2 6				7 2 5 6 6				4 1 5 6 6			
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 63,030				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 23,030											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 73,222				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 45,222											
業種 コード 3 2 0 1 1	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	3 1 0 0 0				1 0 0 0 0				2 3 0 0 0				1 5 0 0 0			
工事の種類 プレスト コンクリート 工事	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 27,000				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 35,000				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 20,000											
業種 コード 3 2 0 2 0	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	4 7 0 5 6				2 5 0 5 6				5 5 1 2 0				3 0 0 0 0			
工事の種類 建築一式工事	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 60,178				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 33,096											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 33,935				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 17,016											
業種 コード 3 2 0 9 0	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	6 1 5 5 0				2 8 5 5 0				3 5 4 1 1				3 5 4 1 1			
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 54,592				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 20,892											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 68,508				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 36,208											
業種 コード 3 3	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	0 0 0 0 0				0 0 0 0 0				0 0 0 0 0				0 0 0 0 0			
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 0				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 0											
業種 コード 3 4	完成工事高:千円				元請完成工事高:千円				完成工事高:千円				元請完成工事高:千円			
	1 7 6 7 3 2				8 7 7 3 2				1 6 3 0 9 7				1 0 6 9 7 7			
工事の種類 合計	完成工事高計算表				元請完成工事高計算表											
	審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0				審査対象事業 年度の前審査 対象事業年度 0											
	審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 0				審査対象事業 年度の前々 審査対象事業 年度 0											

契約後V Eに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

決算期を変更した場合の記入例（下記例は3年平均で、決算期を12月から3月に変更した場合の例）
基本的な記入要領は前の頁で説明しているとおりです

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

それぞれの欄に12ヶ月の期間分を記入する
(決算期で区切ること)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 21年04月 至 23年03月

審査対象事業年度
自 23年04月 至 24年03月

計算基準の区分
2 (1.2年平均) (2.3年平均)

審査対象事業年度の前審査対象事業年度
23年1月~23年3月
前審査対象事業年度
22年4月~22年12月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度
22年1月~22年3月
前々審査対象事業年度
21年4月~21年12月

審査基準日前の12ヶ月前の年月を記入
[24年1月~24年3月]
[23年4月~23年12月]

審査基準日の年月を記入

直近の決算期間を記入

12ヶ月分の完工高及び元請完工高を記入
千円未満切り捨て

1期前の決算期間を審査対象事業年度に合わせて記入

180
242 × 9 / 12 = 181

180
242 × 9 / 12 = 181

上欄の期間にあわせて記入
決算期間における完工高及び元請完工高を12で割り千円未満は切り捨てる

業種コード	完成工事高:千円	元請完成工事高:千円	完成工事高:千円	元請完成工事高:千円
3 2 0 1 0	2 9 4	2 9 4	3 6 1	3 6 1

工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
土木一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	242 × 3 / 12 = 60
	審査対象事業年度	289 × 9 / 12 = 216
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	289 × 3 / 12 = 72
	前々審査対象事業年度	320 × 9 / 12 = 240

個人事業者の法人化（法人成）等により審査対象事業年度の月数が12ヶ月に満たない場合も、上記例により記入してください。

新規で決算期末到来（設立時点で申請）の場合の記入例
(平成24年4月1日設立；決算期末到来の場合)
・基本的な記入要領は前の頁で説明しているとおりです

(用紙A4)
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

申請者 (株)長崎組

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度
自 00年00月 至 00年00月

審査対象事業年度
自 24年04月 至 00年00月

計算基準の区分
1 (1.2年平均) (2.3年平均)

全て「0」を記入する

「2年平均」を選択する

業種コード	完成工事高:千円	元請完成工事高:千円	完成工事高:千円	元請完成工事高:千円
3 2 0 2 0	0	0	0	0

工事の種類	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表
建築一式工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
	審査対象事業年度	
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	
	前々審査対象事業年度	

[工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）の記入要領と注意点]

項番 31：・「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

1 2 か月ごとに決算を完結した場合

（例）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度について申請する場合

自平成 2 3 年 0 4 月 ~ 至平成 2 4 年 0 3 月

6 か月ごとに決算を完結した場合

（例）平成23年10月1日から平成24年3月31日までの事業年度について申請する場合

自平成 2 3 年 0 4 月 ~ 至平成 2 4 年 0 3 月

商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度

その他 1 2 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例 1）有限会社から株式会社への組織変更に伴い平成 2 3 年 1 0 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で 平成 2 4 年 3 月 3 1 日に終了した事業年度について申請するとき

自平成 2 3 年 0 4 月 ~ 至平成 2 4 年 0 3 月

（例 2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成 2 3 年 3 月 3 1 日に終了した場合で事業年度の変更により 平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日に終了した事業年度について申請するとき

自平成 2 3 年 0 1 月 ~ 至平成 2 3 年 1 2 月

事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）平成 2 3 年 1 0 月 1 日に会社を新たに設立した場合で平成 2 4 年 3 月 3 1 日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自平成 2 3 年 1 0 月 ~ 至平成 2 4 年 0 3 月

事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）平成23年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成24年3月31日）より前の日（平成23年11月1日）に申請するとき

自平成 2 3 年 1 0 月 ~ 至平成 0 0 年 0 0 月

「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を ~ の例により記入すること。

ただし、審査対象年度及び審査対象事業年度の直前 2 年の審査対象事業年度の工事種類別完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前 2 年の各審査対象事業年度の期間を ~ の例により記入し、下欄に直前 2 年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

（注）この表が 2 枚以上となる場合は、「項番31」（審査対象事業年度）（審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度）は 1 枚目のみに記入すること。

項番 32：・「業種コード欄」は、次頁のコード表により該当する工事のコードを記入すること。

（注）審査対象建設業のコード番号の小さい順に記入すること。

工事種類コード

コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	140	しゅんせつ工事
011	プレストレストコンクリート工事	150	板金工事
020	建築一式工事	160	ガラス工事
030	大工工事	170	塗装工事
040	左官工事	180	防水工事
050	とび・土工・コンクリート工事	190	内装仕上工事
051	法面処理工事	200	機械器具設置工事
060	石工工事	210	熱絶縁工事
070	屋根工事	220	電気通信工事
080	電気工事	230	造園工事
090	管工事	240	さく井工事
100	タイル・れんが・ブロック工事	250	建具工事
110	鋼構造物工事	260	水道施設工事
111	鋼橋上部工事	270	消防施設工事
120	鉄筋工事	280	清掃施設工事
130	ほ装工事		

「土木一式工事」について記入した場合、その次の「業種コード」の欄には、「プレストレストコンクリート工事」のコード「011」を必ず記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入すること。当該工事に係る実績がない場合はカラムに「0」を必ず記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート工事」に係るものを記入すること。当該工事に係る実績がない場合はカラムに「0」を必ず記入すること。

同様に、「とび・土工・コンクリート工事」について記入した場合はその次の「業種コード」の欄には「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」について記入した場合はその次の「業種コード」の欄には「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

- ・「完成工事高」のカラムには項番31で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、3年平均で申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。同様に元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

項番 33：・「その他工事」の欄には、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。（無い場合は必ず「0」を記入すること。）

項番 34：・「合計」の欄には項番32及び項番33で記入した完成工事高及び元請完成工事高の合計を記入すること。

ただし、項番32に記入した完成工事高及び元請完成工事高のうち、業種コード「011」（プレストレストコンクリート工事）、「051」（法面処理工事）、「111」（鋼橋上部工事）に係る完成工事高は、合計に含まない。

項番31～34の提示(確認)書類:

決算の変更届(審査対象事業年度を含む前3年度分)

・県で受付済の24月分。ただし、工事種別別完成工事高工事種別元請完成工事高を3年平均で申請する場合は36月分。

・財務諸表が消費税及び地方消費税込みの場合は、消費税及び地方消費税抜きの財務諸表を別途一部提示すること。（免税業者を除く）

審査対象事業年度の完成工事高に係る工事の証明書類(原本又は写)

・履行証明、契約書、変更契約書、発注証明書又は請求書（工事経歴書に記載した工事がすぐ確認できるよう順に並べるなど準備しておくこと。）

・前記に掲げる書類が無い場合は、工事台帳でも可

法人税又は所得税確定申請書一式(2期分)、並びに消費税及び地方消費税確定申告書の控(原本又は写)

・税務署受付印のあるもの。（表紙のみは不可）

電子申告の場合は受付印の代わりに受信通知書を添付

・消費税について分割して申告している場合は当該決算に係る申告書すべて。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

(注) 項番33「その他工事」及び項番34「合計」は、必ず記入する。ただし、この表が2枚以上となる場合は、最後の用紙にのみ記入すること。

【内訳表示を行う区分の概要】

○プレストレスト・コンクリート工事

コンクリートは圧縮に強いが、引張に弱いという特性を持つ。この特性に対処すべく、荷重によって生じる引張応力を減殺するため、その部分にあらかじめPC鋼材で圧縮応力を加えたコンクリートのことをプレストレスト・コンクリートという。

プレストレストコンクリート工事とは、主にこのプレストレストコンクリートを用いて橋梁等を建設する工事のこと。

○法面処理

道路を築造する場合には切土、盛土によって道路路面を確保することとなるが、そのときにできた切土、盛土の法面を保護する必要性が生じる。

法面処理とは、主にこの法面を芝付け、石積工等の方法により保護する工事のこと。

○鋼橋上部

橋梁の構造は、上部構造と下部構造とで構成されるが、上部構造とは下部構造（橋台や橋脚）で支持されるいわゆる橋桁部分の総称であり、通行する交通の路面を形成し、その荷重を支持して下部構造へ伝達する役目を果たすものである。

鋼橋上部とは、鋼製の橋梁の上部構造に関する工事のことである。



【JV（共同企業体）の完工高の取扱いについて】

JV（共同企業体）の構成員たる建設業者が当該JVから下請受注することは「自己契約」に該当するため、完成工事高に含めることはできません。

【年間平均完成工事高及び年間平均元請完成工事高の業種間積み上げについて】

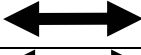


ア、 審査対象が土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事業」という。）である場合、許可を受けている工事業種のうち一式工事業以外の工事業種（**審査対象建設業として申出をしている工事業種を除く。**）に係る年間平均完成工事高を、**その内容に応じて当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。**

（一式工事業への積み上げにおける一般的な事例）（**矢印の方向でのみ積み上げできます。**）

積み上げ先の一式工事		積み上げ元の専門工事
土木一式工事		とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設など
建築一式工事		大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具など

イ、 審査対象工事業種が一式工事業以外の工事業種である場合、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の工事業種（**審査対象建設業として申出している工事業種を除く。**）に係る建設工事の完成工事高を、**その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設工事の完成工事高に含めることができます。**

（専門工事業の業種間積み上げにおける一般的な事例）（**矢印の方向で積み上げできます。**）

とび・土工・コンクリート		石
電気		電気通信
管		熱絶縁、水道施設

積み上げを行った業種（積み上げ元）については、経営事項審査を受けることができません。

工事経歴書については、**本来の建設工事の種類ごとに分けて作成してください。**

業種間積み上げを行う際は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度（3年平均で申請する場合にあっては、審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度）についても同様の方法で業種間積み上げをおこなうこと。

審査の際は、業種間積み上げについて申し出を行い、積み上げ業種等説明を行ってください。

ウ、前記ア又はイの申出をしようとする者については、その申出額をそのまま下記様式「工事種類別完成工事高付表」（別記様式第一号）に記入し、「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高（別紙一）」（P. 31の様式）に添付すること。

工事種類別完成工事高付表 (用紙A4)

審査対象建設業	完成工事高

工事経歴書

とび・土工・
コンクリート

工事（税込・税抜）

*記載例1 工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場
合）

（建設工事の種類）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記載）		うち、 PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日
A	国土建設	元請	上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	主任技術者	9,000 千円		
B	北海道開発	"	仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	主任技術者	4,500 千円	千円	平成 23 年 2 月 平成 23 年 4 月
C	東北土木	"	錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	主任技術者	3,200 千円	千円	平成 23 年 3 月 平成 23 年 4 月
D	関東建設	"	豊橋川改修工事の内掘削工事	"	津島一平	主任技術者	2,500 千円	千円	平成 23 年 5 月 平成 23 年 5 月
E	北陸産業	"	丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	主任技術者	2,000 千円	千円	平成 24 年 1 月 平成 24 年 1 月
F	中部塗装	"	豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	主任技術者	1,900 千円	千円	平成 23 年 10 月 平成 23 年 11 月
G	近畿組	"	栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	主任技術者	1,800 千円	千円	平成 23 年 9 月 平成 23 年 9 月
H	中国建築	"	一般国道 9 9 号線道路新設工事	"	名古屋三郎	主任技術者	1,700 千円	千円	平成 23 年 7 月 平成 23 年 8 月
I	四国道路	"	一般国道 1 0 0 号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	主任技術者	1,600 千円	千円	平成 23 年 4 月 平成 23 年 4 月
J	九州工業	"	三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	主任技術者	1,500 千円	千円	平成 23 年 12 月 平成 23 年 12 月
K	沖縄機械	"	讀岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	主任技術者	1,000 千円	千円	平成 23 年 4 月 平成 23 年 5 月
L	国交 太郎	下請	B ~ K の件数 10 件	"	岡崎三男				23 年 5 月
M	建設 次郎	"	県道 1 2 3 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	主任技術者	7,000 千円	千円	

消費税を含まない額を記入
ただし、免税業者は税込み額を記入

元請工事の7割部分に係る
完成工事

下請工事に係る
完成工事

1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要

2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~K)

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

		うち 元請工事	
小計	13 件	45,700 千円	30,700 千円
合計	52 件	65,000 千円	50,000 千円

工事経歴書

*記載例2 工事経歴書記載例
(全体で軽微な工事が10件に達した場合)

とび・土工・
コンクリート

工事 (税込・税抜)

(建設工事の種類)

分に
係る
元請
工事
の7
割部

以外
の元
請工
事及
び下
請工
事に
係る
完成
工事

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 うち、 〔PC ・法面処理 ・鋼橋上部〕	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にし印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月	
A 国土建設	元請		上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	し	10,000 千円	千円	平成 23 年 12 月	平成 24 年 1 月
B 北海道開発	"		仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	し	4,500 千円	千円	平成 24 年 2 月	平成 24 年 3 月
C 東北土木	"		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	し	3,200 千円	千円	平成 23 年 3 月	平成 23 年 4 月
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削	"	半田五郎	し	8,000 千円	千円	平成 23 年 5 月	平成 24 年 5 月
E 北陸産業	"		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	し	5,500 千円	千円	平成 24 年 1 月	平成 24 年 1 月
F 中部塗装	"		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	し	2,500 千円	千円	平成 23 年 10 月	平成 23 年 11 月
G 近畿組	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	し	2,000 千円	千円	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月
H 中国建築	"		一般国道 99 号線道路新設工事	"	名古屋三郎	し	1,900 千円	千円	平成 24 年 2 月	平成 24 年 3 月
I 四国道路	"		一般国道 100 号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	し	1,800 千円	千円	平成 23 年 4 月	平成 23 年 4 月
J 九州工業	元請		三重邸玄関コンクリート工事	東京都足立区	岡崎三男	し	1,700 千円	千円	平成 23 年 12 月	平成 23 年 12 月
K 沖縄機械	下請		讀岐邸新築工事の内 基礎工事	東京都中央区	豊田一郎	し	1,600 千円	千円	平成 23 年 4 月	平成 23 年 5 月
L 国交 太郎	"		県道 758 号線道路側溝工事	"	岡崎三男	し	1,500 千円	千円	平成 23 年 5 月	平成 23 年 5 月
M 建設 次郎	"		県道 123 号線道路側溝工事	東京都新宿区	岡崎三男	し	1,000 千円	千円	平成 23 年 5 月	平成 23 年 5 月

1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~C+J)

B・C+F~Mの件数 10件

2. 軽微な工事が10件に達したため記載終了

・・・「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

小計	13 件	45,200 千円	千円	うち 元請工事 19,400 千円	千円
合計	52 件	70,000 千円	千円	うち 元請工事 25,000 千円	千円

工事経歴書

*記載例3 工事経歴書記載例
(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

(建設工事の種類)

元請工事の7割部分に係る完成工事

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所し印を記載)	うち、 PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は完成予定年月	
A 国交 太郎	元請	JV	共同企業体(JV)として行なった工事は、「JV」と記入 上田邸木造住宅解体工事	東京都千代田区	東京一郎	主任技術者	100,000千円	千円	平成 23 年 12 月	平成 24 年 1 月
B 北海道開発	"	JV	仙台邸車止め設置工事	"	愛知太郎	主任技術者	60,000千円	千円	平成 24 年 2 月	平成 24 年 3 月
C 東北土木	"		錦住宅敷地盛土及び基礎工事	"	一宮二郎	主任技術者	3,200千円	千円	平成 23 年 3 月	平成 23 年 4 月
D 関東建設	下請		豊橋川改修工事の内掘削	"		主任技術者	8,000千円	千円	平成 24 年 5 月	平成 24 年 5 月
E 北陸産業	"		丸の内ビル新築工事の内 外構工事	"	半田五郎	主任技術者	7,500千円	千円	平成 24 年 1 月	平成 24 年 1 月
F 中部塗装	"		豊川アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	岡崎三男	主任技術者	6,300千円	千円	平成 23 年 10 月	平成 23 年 11 月
G 近畿組	"		栄ビル新築工事の内 くい打工事	"	豊田一郎	主任技術者	5,100千円	千円	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月
H 中国建築	"		一般国道99号線道路新設工事	"	名古屋三郎	主任技術者	2,000千円	千円	平成 23 年 5 月	平成 23 年 5 月
I 四国道路	"		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	"	愛知太郎	主任技術者	1,800千円	千円	平成 23 年 4 月	平成 23 年 4 月
2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため記載終了										
A~Cの合計額			Yの7割							
A~Iの合計額			Xの7割							
ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A+B+C)								千円	平成 年 月	平成 年 月

.....「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~I)

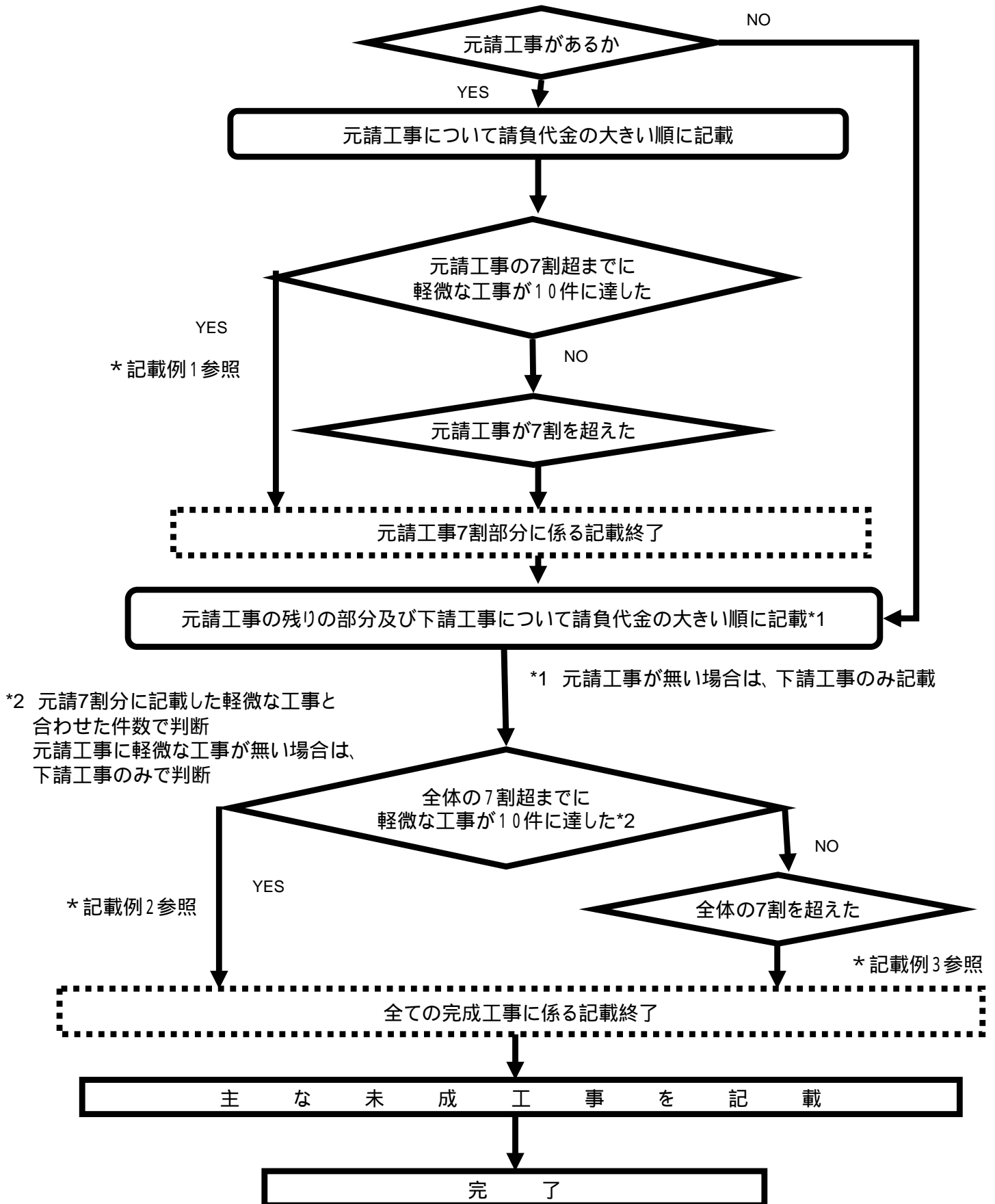
全ての完成工事高の合計額

小計	9件	193,900千円	千円	うち 元請工事	163,200千円	千円
合計	52件	270,000千円	千円	うち 元請工事	233,000千円	千円

元請工事に係る完成工事高の合計額

工事経歴書(第2号様式)の記載フロ -

元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、 において、軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない



[工事経歴書の記入要領と注意点]

(1) 同一の請負契約工事を複数の工事業種に分割計上することの禁止

一つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複して(複数の建設工事欄に)計上することはできません。このような場合は、主たる工事業種(工事全体の目的、工事金額などにより判断すること。)の工事高にその全額を計上してください。

なお、工事種別毎の考え方については、P. 47 ~ P. 54の「建設工事の許可業種区分の考え方について」を参照ください。

(2) 建設工事とは認められないもの

次の ~ に掲げる売上などは、建設工事ではないので、これらの金額については、完成工事高に含めることはできません。

JV(共同企業体)の構成員たる建設業者が当該JVから下請受注した工事高(「自己契約」に該当するため。)

調査等の受託、維持管理委託契約(設計書等に基づき工事完成を請け負う業務でないこと。)

公共構造物の維持業務で側溝掃除、草刈、樹木伐採業務(工事を伴わないもの)

自社ビルの建築や建設業者による分譲目的の住宅建設(モデルハウスなどを含む)の建設費(他から請け負った工事でないため)

電気工事業者や電気通信工事業者などが行う部品交換、保守点検などの役務提供・メンテナンス業務で工事を伴わないもの

船舶に係る電気、内装などの工事高(造船業は製造業であり、建設工事ではない。)

(3) 記載を要する完成工事及び未成工事の範囲

P. 43掲載のフロー図によること。

(4) 工事経歴書の各欄の記載方法

P. 40 ~ P. 42掲載の記載例によること。

「請負代金の額」の欄には、「工事名」欄に記載した工事の請負代金額(課税業者は消費税及び地方消費税抜き)を千円単位で記載すること。

共同企業体として行なった工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。

請負代金(完成工事高)を2つ以上の決算期にわけて計上している(工事進行基準を採用している)場合、当該決算期分を上段へ()書きし、下段へ全請負代金を記載する。

(例) 当該決算期分	(15,000)
全請負代金	50,000

「合計」の欄には、最終頁において、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計(内訳工事がある場合にはその内訳について)を記載すること。

なお、合計額(審査基準日を含む決算期が12ヶ月に満たない場合においては、各決算期毎に別葉で作成した当該経歴書の合計欄に記載した額の合計額)が「工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高(別紙一)」の審査対象事業年度に係る業種ごとの金額(課税

業者は消費税及び地方消費税抜き)と一致すること。

(5) 一式工事の判断について

一式工事は原則として総合的にマネージメントする事業者向けの許可であり2以上の専門工事を有機的に組み合わせて建設工事を行う場合を予想している業種です。

また、一式工事の許可を受けた者が、他の専門工事(500万円以上)を単独で請け負う場合は、その専門工事業の許可を受けていなければなりません。

一方、土木工事業や建築工事業の許可を受けている者が、一式工事でない専門工事を一式工事の工事経歴書に計上している事例が多々見られます。

このような場合については、当該工事については、本来計上すべき専門工事の欄に計上しなければなりません。また、当該専門工事の許可を受けていない場合は、「その他の工事」欄に計上しなければなりません。

なお、一式工事に関連した専門工事分(当該専門工事の許可を有している場合に限る。)

については、当該専門業種で申請しないことを条件に、関係する一式工事への積上げ計上することが可能です。(P.39参照)

(6) 誤って計上されている工事業種の例について

土木一式工事に誤って計上されているものの例

(ア) 工作物を設置あるいは築造するための基礎的な工事(土工事、掘削工事、盛土工事など)

「とび・土工・コンクリート工事」

(イ) 「道路改良工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額(規模)からみて、明らかに専門工事(とび・土工・コンクリート工事など)であると推察されるもの。

(ウ) 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事(とび・土工・コンクリート工事など)であると推察されるもの。

建築一式工事に誤って計上されているものの例

「建築一式工事」は、通常、基礎から屋根まで家一軒を建てる工事であり、増改築工事を含みます。

(ア) 「建築(新築)工事」などの工事名になっているが、下請工事であって、請負額(規模)からみて、明らかに専門工事(大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など)であると推察されるもの。

(イ) 元請工事のうち工事名称や請負額、工期などから、専門工事(大工工事、屋根工事、内装工事、建具工事、塗装工事など)であると推察されるもの。

その他の専門工事で間違えやすい工事の例

(ア) 「機械器具設置工事」で計上された一般建物の空調設備工事 「管工事」

(イ) 浄化槽工事 「管工事」

(ウ) 防火水槽設備工事 「とび・土工・コンクリート工事」

(エ) 魚礁設備工事(コンクリート魚礁) 「とび・土工・コンクリート工事」

その他の留意事項

(ア) 交通安全施設整備工事には、歩道の設置(土木工事)、ガードレール又はカーブミラーの設置(とび・土工・コンクリート工事業)、道路のライン引き(塗装工事業)が含ま

れる場合があるが、これらの工事を総合的に行う場合は、土木一式工事となる。

- (イ) 上下水道工事における「土木一式工事」「管工事」「水道施設工事」及び「清掃施設工事」の区分はP. 51「上下水道施設の業種区分一覧」をご参照ください。

建設工事の許可業種区分の考え方について

(平成13年4月3日国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」より抜粋)

1. 第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事について

建設業法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1(P.52～P.54の別表「建設工事(種類別・許可業種別)の内容と具体的な例示」参照。)のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については次のとおりである。

(1) 左官工事

防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(2) とび・土工・コンクリート工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。

「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工

事は『土木一式工事』に該当する。

「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹き付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。

「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

(3) 屋根工事

「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

(4) 管工事

し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(5) タイル・れんが・ブロック工事

「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

(6) 鋼構造物工事

『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組み立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

(7) ほ装工事

舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。

(8) 板金工事

「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。

(9) 塗装工事

「下地調整工事」及び「プラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(10) 防水工事

『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

(11) 内装仕上工事

「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

(12) 機械器具設置工事

『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。

「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

(13) 熱絶縁工事

定義は「工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事」であり、ここでいう工作物とは「土木工作物+建築物」という概念であるため、住宅工事において断熱目的で行う発砲ウレタン吹き付け工事は『熱絶縁工事』に該当する。

(14) 電気通信工事

「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。

既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

(15) 造園工事

「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、

「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。

「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化し、又は植生を復元する工事である。

「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

(16) 水道施設工事

上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。(P. 51「上下水道施設の業種区分一覧」参照。)

(17) 消防施設工事

「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造工事』に該当する。

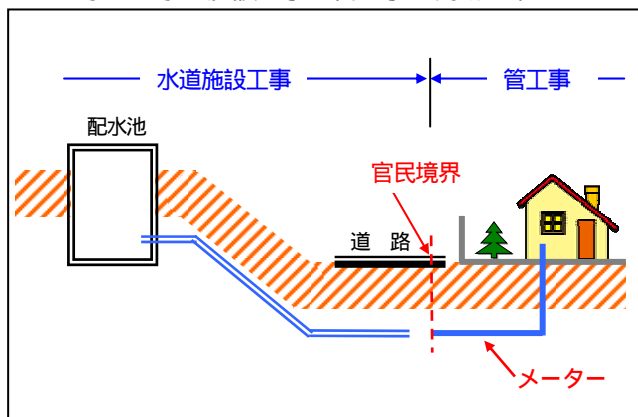
(18) 清掃施設工事

公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

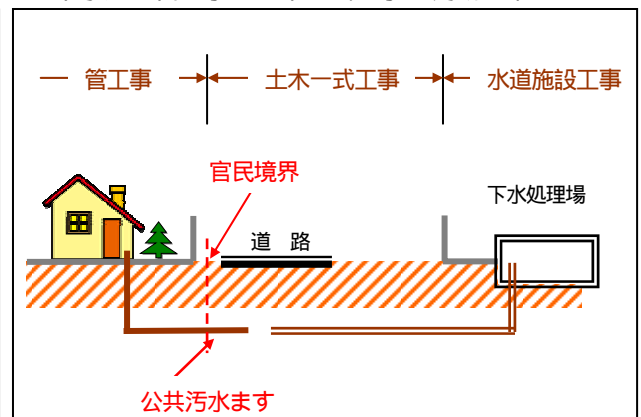
上下水道施設の業種区分一覧

施設区分			業種区分			備考
			土木一式	管	水道施設	
上水道	取水施設	取水堰堤、取水井				
	導水施設	導水管				
	浄水施設	沈殿池、濾過池 浄水池、滅菌室				
	送水施設	送水ポンプ、送水管				
	配水施設	配水池 配水管(公道下等)				
	給水装置	給水引込管 敷地内配管				
下水道	下水道管	家屋等～公共汚水ます				
		下水道本管(公道下等)				
	下水処理場	沈砂池、反応タンク、 沈殿池、消毒施設 汚泥処理施設				
		(処理場敷地造成工事)				
農業用水道、 かんがい用 排水施設等						

上水道の水道施設工事と管工事の判断基準



下水道の管工事と土木一式工事の判断基準



建設工事(種類別・許可業種)の内容と具体的な例示

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 昭和47年3月18日 建設省計建発第46号
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ)	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外溝工事、はつり工事
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、ストレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 昭和47年3月18日 建設省計建発第46号
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のため設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号	建設工事の例示 昭和47年3月18日 建設省計建発第46号
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

[4 . その他の審査項目 (社会性等) (別紙三) の記入例]

別紙三

(用紙 A 4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況		項番	3	
雇用保険加入の有無	4 1	1		[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	4 2	1		[1. 有、2. 無、3. 適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 3	1		[1. 有、2. 無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 4	1		[1. 有、2. 無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 5	2		[1. 有、2. 無]

建設業の営業継続の状況		3	5	
営業年数	4 6	3	3	(年)
初めて許可 (登録) を受けた年月日	昭和 50 年 4 月 5 日	休業等期間	2 年 0 か月	備考 (組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 7	2		[1. 有、2. 無]
再生手続又は更生手続開始決定日	平成 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日	平成 年 月 日	再生手続又は更生手続最終決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		

必ず記入する

初めて許可 (登録) を受けてから審査基準日までに経過した年数 (休業期間を除く) を記入
H23.4.1以降の申立てに係る再生 (更生) 開始及び最終の決定を受けた者は、その最終決定日から審査基準日までの期間を記入

休業の期間を記入

審査基準日において、平成23年4月1日以降の申立てにかかる再生 (更生) 期間中 (手続開始決定日から手続最終決定日まで) の場合は「1」を記入。

防災活動への貢献の状況		3		
防災協定の締結の有無	4 8	2		[1. 有、2. 無]

「法令遵守の状況」について
審査対象年に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、受けたことが無い場合は「2」を記入する
審査基準日が平成24年3月31日であれば、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間

法令遵守の状況		3		
営業停止処分の有無	4 9	2		[1. 有、2. 無]
指示処分の有無	5 0	2		[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況		3		
監査の受審状況	5 1	3		[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]
公認会計士等の数	5 2	1		(人)
二級登録経理試験合格者の数	5 3	1		(人)

以下の区分により記入 (審査基準日時点)
 「1」……会計監査人の設置を行っている場合 (監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加点)
 「2」……会計参与の設置を行っている場合 (会計参与報告書が作成されている場合に加点)
 「3」……項番52に記入したもののいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類 (P 62参照) に自らの署名を付したものを提出している場合 (自社社員に限る)

研究開発の状況		3	5	10	
研究開発費 (2 期平均)	5 4				(千円)
審査対象事業年度		審査対象事業年度の	前審査対象事業年度		(千円)
	(千円)		(千円)		

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合 (会計監査人の設置) のみ、2年平均の額を記入する

建設機械の保有状況		3	5	
建設機械の所有及びリース台数	5 5	2		(台)

審査基準日において、自ら所有及びリース契約 (審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているもの) により使用する対象建設機械の台数を記入する
 【対象建設機械】
 ・建設機械抵当法第2条に規定する建設機械のうち、次に掲げるものに限る
 ショベル系掘削機：ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバイルドライバーのアタッチメントを有するもの
 ブルダーザー：自重が3トン以上のもの
 トラクターショベル：バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		3		
ISO 9001の登録の有無	5 6	1		[1. 有、2. 無]
ISO 14001の登録の有無	5 7	2		[1. 有、2. 無]

審査基準日において、国際標準化機構が定めた規格による登録の有無を記入
登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店に限られている場合は対象外

[その他の審査項目（社会性等）（別紙三）の記入要領と注意点]

- 項番 41：・「雇用保険加入の有無」の欄について（審査基準日における加入の有無）
- 「1」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出している場合
 - 「2」…雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合
 - 「3」…従業員が一人もいないため雇用保険の適用が除外される場合等
- 提示(確認)書類：雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」又は審査基準日を含む年度の「概算保険料又は確定保険料の納付を証する書類」。
- 項番 42：・「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」の欄（審査基準日における加入の有無）
- 「1」…**従業員が**健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務所長（健康保険にあっては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行っている場合
- 従業員がいるにもかかわらず事業主や役員のみが加入している場合は、次項の「2」となります。
- 「2」…**従業員が**健康保険及び厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての社会保険事務局長（健康保険にあっては、健康保険組合を含む。）に対する届出を行っていない場合
 - 「3」…個人事業所で、かつ、従業員が4人以下であるため健康保険及び厚生年金保険の適用が除外される場合等
- 健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入している場合において、健康保険は適用除外であるが厚生年金保険には加入しなければならないときは、厚生年金保険の加入の有無をもって有又は無と記載することとなる。
- 提示(確認)書類：社会保険の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者標準報酬決定通知書」もしくは審査基準日を含む月の「保険料の納付を証する書面」
- 項番 43：「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約が締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 提示(確認)書類：建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本又は写）が必要（共済契約書証や領収書等では契約の履行が確認できないので、必ず審査当日までに証明書を発行してもらうこと。）

中小企業退職金共済法上は、一部の工場についてのみ共済証紙を購入する等選択的な加入は認められないこと、また、国土交通省直轄工事等においては掛金収納書の提出が求められていることに照らし、共済証紙の購入実績がない等契約の履行状況が劣っていると認められる場合には、契約締結が名目的なものに過ぎず、加入とは判断しないこととなる。

項番 44： 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は、「2」を記入すること。

(1)労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

提示(確認)書類：退職金制度を定めている場合、それを示す労働協約もしくは就業規則又はその抜粋。(就業規則は、労働基準監督署の届出印のあるもの)

(2)勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約(上記項番43で対象とする共済契約)以外の退職金共済契約が締結されていること。

提示(確認)書類：特定退職金共済制度への加入証明又は共済契約書等

(3)所得税法施行令第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約が締結されていること。

提示(確認)書類：中小企業退職共済制度への加入証明又は共済契約書等

(4)厚生年金基金が設立されていること。

提示(確認)書類：厚生年金基金加入証明書

(5)法人税法附則第20条第3項に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

提示(確認)書類：適格退職年金契約書等(適格退職年金契約書については、法人税法附則第20条第3項に定める「適格退職年金」契約であることが確認できる書類であること「適格退職年金」の語句が記載された契約書もしくは保険会社が発行した証明書)

(6)確定給付企業年金法第2条第1項に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

提示(確認)書類：企業年金基金の発行する加入証明書(確定給付企業年金；企業型)もしくは資産管理運用機関の発行する加入証明書等(確定給付企業年金；規約型)

(7)確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金が導入されていること。

提示(確認)書類：確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書(企業年金型)

(所得税法施行令第73条第1項 抜粋)

特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工会連合会、都道府県中小企業団体中央会、民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された法人で退職金共済事業を主たる目的とするものその他財務大臣の指定するこれらに準ずる法人で、税務署長の承認を受けたもの。

・退職金共済事業の要件(要約)

事業主が退職金共済事業を行う団体に掛金を納付し、その団体がその事業主の雇用する使用人の退職について退職給付金を支給すること。

事業主のみがその掛金を負担すること。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員を被共済者に含まないこと。

《法人税法附則第20条第3項 抜粋》

適格退職年金契約とは退職年金に関する信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金又は保険料及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることその他の政令で定める要件を備えたものをいう。

- ・政令で定める要件 = 法人税法施行令附則第16条（要約）

契約の内容について国税庁長官の承認を受けたものであること。

事業主がその使用人を保険金受取人又は共済金受取人として掛金又は保険金を払い込むこと。

事業主である個人若しくはこれと生計を同一にする親族、法人の役員が受取人に含まれていないこと。

ただし、平成14年3月31日以前に契約締結したものが対象

《確定給付企業年金》

事業主が従業員と年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。

- ・基金型企業年金は厚生労働大臣の基金の設立認可を要する。
- ・規約型企業年金は厚生労働大臣の承認を要する。

平成14年4月1日より施行

《確定拠出年金》

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。

- ・企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けたもの。

平成13年10月1日より施行

- 項番 45： 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

提示(確認)書類：(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会もしくは全国中小企業共済協同組合連合会、(社)全国労働保険事務組合連合会(労働災害補償制度)の発行する加入証明書、又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券、加入証明書その他これらに類するもの。民間保険会社の保険に加入している場合で、保険証券による要件が確認できない時は証明書を発行してもらうこと。
法定外労働災害補償制度の要件

下記の1～3のすべてに該当すること。(準記名式の普通傷害保険は1～4)

1. 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
2. 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
3. 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。
4. 準記名式の普通傷害保険については、政府の労働災害補償保険に加入し、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険を納付済みであること。また、被保険者数が前記の2の要件を満たすものであること。

準記名式の普通傷害保険については、審査基準日を含む年度の政府(労働基準監督署)の労働災害補償保険料の納付が確認できるもの。

法定外労働災害補償制度の対象とならないもの

工事現場単位で加入する制度や記名式の制度は、一般的には上記の1～3の要件を満たしていることが確認できないものであるため、対象とならない。

項番 46: ・「営業年数」の欄は、「初めて許可(登録)を受けた年月日」から審査基準日までの建設業の営業年数(建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてからの営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。)を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。(年に満たない端数は切り捨てる)

- ・「休業等期間」の欄は、休業していた年月を記入すること。
- ・「備考(組織変更等)」は有限会社から株式会社に変わった等あればその旨記入する。(例: H17.2.1(有)から(株)へ組織変更)

提示(確認)書類: 最初に許可を受けたときの許可通知書又は許可証明書が無い場合は、近年の許可申請書に添付した営業の沿革(様式 第二十号)でも可。

項番 47: ・「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

提示(確認)書類: 民事再生・会社更生手続の開始又は終結決定を受けたことを証する書面

項番 48: ・「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国の機関(特殊法人等を含む)又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結(建設業協会等の団体が防災協定を締結している場合で当該団体に加入し、かつ申請者が防災活動に一定の役割を果たす場合を含む。)している場合「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

提示(確認)書類: 審査基準日において国、特殊法人又は公共団体と防災協定を締

結していることを証する書類(原本又は写)

項番 49 : ・「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

項番 50 : ・「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

項番 51 : ・「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行なっている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合)は「1」を、会計参与の設置を行なっている場合(会計参与報告書が作成されている場合)は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理事務士の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類(62ページ)に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれのものも該当しない場合は「4」を記入すること。

提示(確認)書類： 有価証券報告書の原本若しくは監査証明書の写し
会計参与報告書の写し
経理処理の適正を確認した旨の書類

項番 52、53 : 「公認会計士等の数」及び「二級登録経理事務士合格者の数」の欄

公認会計士等：一級建設業経理事務士のほか公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者の人数の合計を記入する。(審査基準日における人数)

二級登録経理事務士合格者：二級建設業経理事務士の資格を有するものの人数を記入する。(審査基準日における人数)

提示(確認)書類：建設業経理事務士を証する書類(1級及び2級)合格証書(原本又は写)
(公認会計士、税理士を含みます。)

項番 54 : 「研究開発費(2期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均を記入すること。ただし、**会計監査人設置会社以外の建設業者は「0」を記入すること。**

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

提示(確認)書類：注記表建設業法施行規則(別記様式第17号の2)

項番 55 : 「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、建設機械抵当法施行令別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー(自重3t以上)又はトラクターショベル(バケット容量0.4m³以上)について、審査基準日において自ら所有し又はリース契約(審査基準日から1年7ヶ月以上の使用期間が定められているものに限る。)により使用されかつ同基準日以前1年以内に労働安全衛生法に規定する特定自主検査を受けているものについてその台数を記入すること。

提示(確認)書類：次の 又は のいずれか(原本又は写)。

建設機械の売買契約書及び特定自主検査記録表
建設機械のリース契約書及び特定自主検査記録表

なお、建設機械の売買契約書又はリース契約書の提示が困難な場合(紛失等)販売店

が発行する証明書又はそれに類する書面〔ただし、販売日又はリース期間、販売先の名称及び機械の型式が明記され、販売者の証明印が押印されているもの。〕による代用を認めるものとする。

項番 56、57：「ISO9001の登録の有無」及び「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号及び国際標準化機構第14001号の規格に登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、登録されていない場合は「2」を記入すること。

提示(確認)書類：ISO9001、14001の審査登録機関の認証を証明する書類（認証登録証明書）、付属書の写し

[経理処理の適正を確認した旨の書類（様式2号）の記入例]

様式第2号

(用紙A4)

項番：51「監査の受審状況」において「3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出」を選択した場合の確認書類として必要。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第18条の3第3項第2号の規定に基づく確認を行うため、(株)長崎組の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

建設業者の商号又は名称、確認の対象となる決算期間と期を記入

以下の資格を持つ者記入し、その者が印を付す（**自社社員に限る**）

公認会計士、会計士補、
税理士及びこれらとなる資格を有する者
1級登録経理試験に合格した者

商号又は名称 (株)長崎組
所属・役職 総務課 課長

氏名 山田 太郎 印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	<p>前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。</p> <p>受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用</p>
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。

未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。

	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	<p>適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。</p> <p>引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。</p> <p>建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。</p> <p>工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。</p>
工事進行基準	<p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。</p> <p>工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。</p> <p>実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。</p> <p>工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。</p> <p>工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。</p>
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	<p>共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。</p> <p>分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。</p> <p>JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。</p>
個別注記表	<p>重要な会計方針に係る事項について注記している。</p> <p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>引当金の計上基準</p> <p>収益及び費用の計上基準</p> <p>会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。</p> <p>当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。</p>

[5 . 技術職員名簿 (別紙二) の記入例]

別紙二

(用紙A4)
2 0 0 0 5

技術職員名簿

評価を希望する建設業の業種コードを記入すること

頁 頂番 数 6 1 0 0 1 頁 申請者 (株)長崎組

通番	氏名	生年月日	6	2	業	有	資	格	講	業	有	資	格	講	監理技術者資格者証交付番号		
					種	区	格	習	種	区	格	習					
					12	14	14	9	9	14	14	9	9				
1	江戸 次郎	S.30.3.30	6	2	0	1	1	1	3	1	0	9	2	3	0	2	00012345
2	九州 一郎	S.40.4.4	6	2	0	1	2	1	4	2	1	3	2	1	4	2	
3	五島 市郎	S.50.5.5	6	2	0	2	1	2	0	1	0	5	1	2	0	1	00006789
4	長崎 太郎	S.25.2.21	6	2	0	1	0	0	2	2							
5			6	2													
6			6	2													
7			6	2													
8			6	2													
9			6	2													
10			6	2													
11			6	2													
12			6	2													
13			6	2													
14			6	2													
15			6	2													
16			6	2													
17			6	2													
18			6	2													
19			6	2													
20			6	2													
21			6	2													
22			6	2													
23			6	2													
24			6	2													
25			6	2													
26			6	2													
27			6	2													
28			6	2													
29			6	2													
30			6	2													

注) 技術者氏名は、常勤性を確認する資料である雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」もしくは社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」に記載してある順番で記入すること

監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入する

審査対象業種の中から技術職員1人につき2業種のみ申請可
(2業種の考え方)
・ 1資格から2業種選択でもOK
例: 土木施工管理技士 土木・舗装
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK
例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士 土木・建築

「講習受講」欄について
申請する業種について、次の から の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者)
監理技術者資格者証の交付を受けていること
法第26条の4から6の規定による講習を、審査基準日の直前5年以内に受講し修了証の交付を受けていること。
大臣認定、十年以上実務経験の者は該当しない。

[技術職員名簿（別紙二）の記入要領と注意点]

・この名簿は、項番04の「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者であつて、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。

また、雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（65歳以下の者に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。

なお、**一人の技術職員につき技術職員として申請できる業種の数は2までであり、また1業種について2つの資格を申請することはできない。**

「審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係」の例

- ・審査基準日が平成23年12月31日の場合 平成23年6月30日以前より雇用
- ・審査基準日が平成24年3月31日の場合 平成23年9月30日以前より雇用
- ・審査基準日が平成24年5月31日の場合 平成23年11月30日以前より雇用
- ・審査基準日が平成24年6月30日の場合 平成23年12月29日以前より雇用

雇用期間が限定されている者のうち継続雇用制度の対象者がある場合は、様式第3号継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿を作成すること。

〈高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項第2号 抜粋〉

定年（六十五歳未満の者に限る。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の六十五歳までの安定した雇用を確保するため、高年齢者雇用確保措置のいずれかを講じなければならない。

・継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその後も引き続き雇用する制度をいう。）の導入

項番 61：・「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば 、12枚目であれば 、のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

項番 62：・知事許可業者は、技術者氏名は常勤性を確認する資料である社会保険の「被保険者標準報酬決定通知書」もしくは雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」に記載してある順番で記入すること。

・大臣許可業者は、技術職員氏名は五十音順に記入すること。

項番61～62の提示（確認）書類：

技術職員の資格者証（原本又は写）

技術職員名簿に記載されている資格のすべてについて提示すること。（登録基幹技能者講習修了証、実務経歴証明書及び卒業証明書も含む）

「1級国家資格者かつ監理技術者講習受講者」については、監理技術者資格者

証及び監理技術者講習修了証。

登録基幹技能者については、主任技術者や管理技術者の資格要件として認めていない発注機関もありますので、ご注意ください。

技術職員の事業所の名称の記載がある「健康保険証」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知証」、又は「事業所別被保険者台帳照会」の写し

「技術職員名簿」記載の技術職員の常勤性及び審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。

役員を含む全職員の給与台帳(職員の受領印のあるもので、審査基準日直前の12月分)

「技術職員名簿」記載の技術職員の常勤性及び審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。

出勤簿及び源泉徴収票

個人事業主及び法人役員の「常勤性」の確認に必要。

前記 で審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認常勤性を確認できない場合のみ。

高期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上)の「常勤性」の確認に必要。

別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員の審査基準日以前6ヶ月を超える雇用期間の確認に必要。(出勤簿)

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿(様式第3号)及び常時10人以上の労働者を使用する企業の場合は、継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則

別紙2「技術職員名簿」記載の技術職員のうち高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の対象者の確認に必要。

大臣許可業者の常勤性確認資料は健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面か、住民税特別徴収税額を通知する書面であり、雇用保険の「事業所別被保険者台帳照会」は対象外ですので、ご注意ください。

- ・資格者証等は、名簿に記載してある順番に整理しておくこと。
- ・「業種コード」の欄は、経営規模等評価対象建設業のうち、技術職員数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

建設業の種類コード					建設業の種類コード											
土	木	工	事	業	01	板	金	工	事	業	15					
建	築	工	事	業	02	ガ	ラ	ス	工	事	業	16				
大	工	工	事	業	03	塗	装	工	事	業	17					
左	官	工	事	業	04	防	水	工	事	業	18					
とび・土工・コンクリート工	事	業		05	内	装	仕	上	工	事	業	19				
石	工	事	業	06	機	械	器	具	設	置	工	事	業	20		
屋	根	工	事	業	07	熱	絶	縁	工	事	業	21				
電	気	工	事	業	08	電	気	通	信	工	事	業	22			
管	工	事	業	09	造	園	工	事	業	23						
タイル・れんが・ブロック工	事	業		10	さ	く	井	工	事	業	24					
鋼	構	造	物	工	事	業	11	建	具	工	事	業	25			
鉄	筋	工	事	業	12	水	道	施	設	工	事	業	26			
ほ	装	工	事	業	13	消	防	施	設	工	事	業	27			
し	ゅ	ん	せ	つ	工	事	業	14	清	掃	施	設	工	事	業	28

- ・「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格等のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて67ページから72ページにかけて掲載されている別表（四）の分類に従い該当するコードを記載すること。

実務経験証明書の提示が必要な場合は、75ページを参照し作成すること。

- ・「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、法第26条4から6までの規定による講習を受講した場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入する。
- ・「監理技術者資格者証交付番号」欄は、法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

(注) 職業能力開発促進法の技能検定2級を取得したものについては、取得後1年の実務経験証明、平成16年4月度以降に取得したものについては、取得後3年の実務経験証明が必要になります。

(別表) (五) 外国建設業者における技術職員資格コード表

コード	資 格 区 分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
302	建築工事業
303	大工工事業
304	左官工事業
305	とび・土工工事業
306	石工事業
307	屋根工事業
308	電気工事業
309	管工事業
310	タイル・れんが・ブロック工事業
311	鋼構造物工事業
312	鉄筋工事業
313	ほ装工事業
314	しゅんせつ工事業
315	板金工事業
316	ガラス工事業
317	塗装工事業
318	防水工事業
319	内装仕上工事業
320	機械器具設置工事業
321	熱絶縁工事業
322	電気通信工事業
323	造園工事業
324	さく井工事業
325	建具工事業
326	水道施設工事業
327	消防施設工事業
328	清掃施設工事業
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
402	建築工事業
403	大工工事業
404	左官工事業
405	とび・土工工事業
406	石工事業
407	屋根工事業
408	電気工事業
409	管工事業
410	タイル・れんが・ブロック工事業
411	鋼構造物工事業
412	鉄筋工事業
413	ほ装工事業
414	しゅんせつ工事業
415	板金工事業
416	ガラス工事業
417	塗装工事業
418	防水工事業
419	内装仕上工事業

コード	資 格 区 分
420	機械器具設置工事業
421	熱絶縁工事業
422	電気通信工事業
423	造園工事業
424	さく井工事業
425	建具工事業
426	水道施設工事業
427	消防施設工事業
428	清掃施設工事業
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
502	建築工事業
503	大工工事業
504	左官工事業
505	とび・土工工事業
506	石工事業
507	屋根工事業
508	電気工事業
509	管工事業
510	タイル・れんが・ブロック工事業
511	鋼構造物工事業
512	鉄筋工事業
513	ほ装工事業
514	しゅんせつ工事業
515	板金工事業
516	ガラス工事業
517	塗装工事業
518	防水工事業
519	内装仕上工事業
520	機械器具設置工事業
521	熱絶縁工事業
522	電気通信工事業
523	造園工事業
524	さく井工事業
525	建具工事業
526	水道施設工事業
527	消防施設工事業
528	清掃施設工事業
601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備 考

- 1級技術者.....法第15条第2号イに該当する者
2級技術者.....法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに法第7条第2号八に該当することとなるものに合格した者又は法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者
その他の技術者.....法第7条第2号イ、口若しくは八又は法第15条第2号八に該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者
登録基幹技能者講習を修了したものの.....第18条の3第2項第2号の登録を受けた講習を修了した者で1級技術者以外の者

[実務経験証明書(様式第九号)の記入例]

様式第九号(第三条関係)

(用紙A4)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**土木一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 23 年 7 月 18 日

(株)長崎組

証 明 者

代表取締役 長崎太郎

印

被証明者との関係

社員

記

技 術 者 の 氏 名	五 島 市 郎	生年月日	S50.5.5	使用された 期 間	11 年 4 月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)長崎組				23 年 3 月まで
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
技術職員	老人ホーム造成工事	外6件	11年4月から23年3月まで		
"	一般県道 線道路改良工事	外8件	12年4月から13年3月まで		
"	団地造成工事	外9件	13年4月から14年3月まで		
"	長崎市 農道整備工事	外3件	14年4月から15年3月まで		
"	川砂防自然災害防止工事	外11件	15年4月から16年3月まで		
"	主要地方道 線道路災害防除工事	外10件	16年4月から17年3月まで		
"	マンション造成工事	外4件	17年4月から18年3月まで		
"	川改修工事	外7件	18年4月から19年3月まで		
"	地区排水路工事	外5件	19年4月から20年3月まで		
"	一般県道 線道路改良工事	外6件	20年4月から21年3月まで		
"	地区用水路工事	外4件	21年4月から22年3月まで		
"	主要地方道 線道路災害復旧工事	外10件	22年4月から23年3月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
			年 月から 年 月まで		
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計	満 12 年 0 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

[実務経験証明書（様式第九号）の記入要領と注意点]

- ・この証明書は経営規模等評価申請書（別紙二）技術職員名簿の実務経験について証明するための提示書類です。（大臣許可業者については、提出書類となります）
- ・この証明書は技術職員名簿に記載した者のうち、実務経験の確認が必要な被証明者1人について証明者別に作成すること。

技術職員名簿の有資格区分コードが「001」「002」の場合、及び第二種電気工事士、電気主任技術者、給水装置工事主任技術者並びに職業能力開発促進法による資格のうち2級の資格取得者及び民間資格の地すべり防止工事士、建築設備資格者、計装士は実務経験が必要である。

- ・「**実務経験**」とは、建設工事に関する技術上の経験をいい、したがって、建設工事の施工を指揮・監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれる。
- ・「**証明者**」は原則として使用者であることとする。使用者の証明を得ることができない正当な理由があるときは、「使用者の証明を得ることができない場合」の欄にその理由を記載して、当該事実を証し得る他の者（例えば当時の上司等）の証明とすることができる。
- ・「**使用者の商号又は名称**」の欄には、実務の経験を得たときに使用されていた者の商号又は名称を記載すること。
- ・「**使用された期間**」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。
- ・「**実務経験の内容**」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載するものとし、その内容が明らかになるよう記載すること。（記入例参照）
- ・「**実務経験年数**」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を合計して「合計」欄に記載し当該合計年数が必要年数を満たしていること。ただし、経験期間が重複しているものは二重に計算しない。
異なる種類の複数の建設工事において、実務経験を証明しようとする場合についても経験期間は重複して計算できない。
- ・「**使用者の証明を得ることができない場合**」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明書」の欄に記載された証明者が異なる場合をいい、「その理由」の欄には「平成 年 月事業主死亡のため」「平成 年 月会社解散のため」等と記載すること。

その他

問い合わせ先等

(1) 経営事項審査全般に関するお問い合わせ先

問 い 合 わ せ 先	電 話・フ ァ ッ ク ス
土 木 部 監 理 課 建設業指導班	直通：095-894-3015 ファックス：095-894-3460

(2) 決算変更届の提出等のお問い合わせ先

問 い 合 わ せ 先	電 話 (内線)
長崎振興局 建設部 管理課	095-844-2181 (236～243)
県央振興局 建設部 管理課	0957-22-0010 (263～266)
島原振興局 建設部 管理課	0957-63-0111 (412～415)
県北振興局 建設部 管理第一課	0956-23-4211 (351～354)
” ” 田平土木維持管理事務所	0950-57-0562
” ” 大瀬戸土木維持管理事務所	0959-22-0067
五島振興局 建設部 管理課	0959-72-2121 (322～323)
五島振興局 上五島支所 建設部 管理・用地課	0959-42-1141
壱岐振興局 建設部 管理・用地課	0920-47-1111 (271～273)
対馬振興局 建設部 管理課	0920-52-1311 (311～312)

(3) 申請書及び添付書類のお問い合わせ先

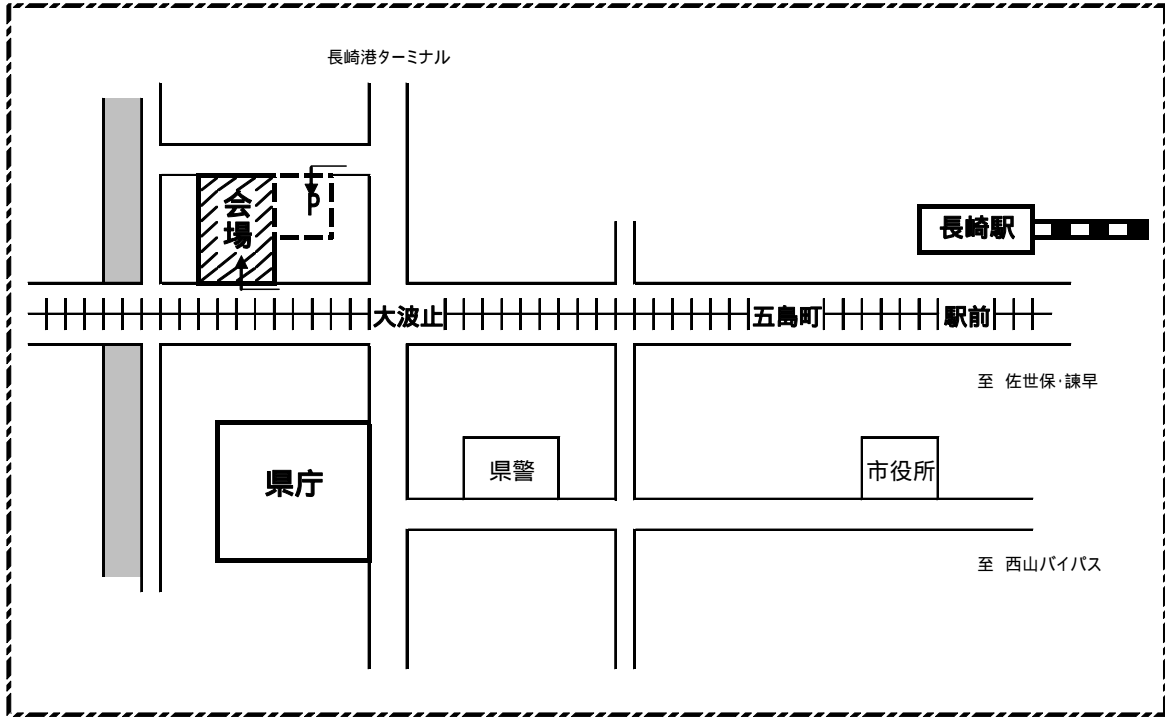
問 い 合 わ せ 先	住 所	電 話
(社)長崎県建設業協会 長崎支部	長崎市魚の町3-33	095-826-2291
” 佐世保支部	佐世保市上町2-12	0956-24-5222
” 北部支部	平戸市田平町小手田免1077-1	0950-57-0008
” 諫早支部	諫早市天満町37-16	0957-22-1282
” 大村支部	大村市松並1-116-12	0957-53-2196
” 島原支部	島原市浦の川町1900-1	0957-62-2087
” 対馬支部	対馬市巖原町日吉318-1	0920-52-0374
” 壱岐支部	壱岐市郷ノ浦町片原触5-1	0920-47-0405
” 五島支部	五島市大荒町343	0959-72-2606
上五島建設工業協同組合	南松・新上五島町青方郷2338-3	0959-52-2465

なお、申請書様式等について長崎県土木部監理課建設業指導班のホームページよりダウンロードすることができます。

(掲載場所)長崎県土木部 建設業関係 経営事項審査

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kensetugyo/keisin/keisin-top.htm>

長崎会場案内図



会場 橋本商会3F会議室
長崎市元船町14 - 10

アクセス:長崎駅から徒歩15分
タクシー3分